

第1節 避難行動計画

(防災統括室等)

災害発生時における人的被害を軽減するため、防災関係機関は連絡調整を密にし、避難勧告等の発令や住民に対する情報伝達等、適切な避難誘導を行う必要がある。

第1 避難勧告等の発令

1 実施機関

避難準備情報提供、勧告及び指示の実施責任者は次のとおりである。市町村長は法第60条に基づき、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、避難の勧告等を行う。

なお知事は、市町村が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長が実施すべき事務の全部又は一部を代わりに実施する。

	実施責任者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
避難準備情報	市町村長	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき	・住民に対する避難準備 ・災害時要援護者等に対する避難行動の開始		災害全般
避難勧告	市町村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき	・立退きの勧告（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内での待避等（垂直避難等）の勧告	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害の発生により、市町村がその全部分又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・立退きの勧告（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内での待避等（垂直避難等）の勧告	災害対策基本法第60条	災害全般
避難指示	市町村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内での待避等（垂直避難等）の指示	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害の発生により、市町村がその全部分又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内待避（垂直避難等）の指示	災害対策基本法第60条	災害全般
	警察官	市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は、市町村長から要求があったとき	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内での待避等（垂直避難等）の指示	災害対策基本法第61条	災害全般
		人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険がある場合で特に急を要するとき	・避難等の措置	警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にいないとき	・避難等の措置	自衛隊法第94条	災害全般
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	地すべり防止法第25条	地すべり
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	水防法第29条	洪水

2 避難勧告等の発令

市町村長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、予め作成した発令基準に則って、避難勧告等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、夜間等避難に危険を伴うような時間の発令を避けるようにする。

県及び気象台等は、河川水位情報や土砂災害警戒情報、気象予警報等、避難勧告等の判断に際して参照すべき情報を市町村に提供するとともに、状況に応じて注意を喚起する。また、市町村から避難勧告等に関する助言を求められた場合は、市町村に対し必要な助言を行うようにする。

(1) 勧告・指示等の内容

避難の勧告及び指示を実施する者は、次の事項を明示して行うよう努めるものとする。

- ① 避難対象地域
- ② 避難所の場所
- ③ 避難経路
- ④ 避難の理由
- ⑤ 避難時の注意事項
- ⑥ その他必要事項

(2) 勧告・指示等の伝達

- ① 避難の勧告、指示を実施したときは、当該実施者は、その内容を住民に対して直ちに伝達するものとする。伝達手段としては、防災行政無線の屋外スピーカーや個別受信機、広報車等による広報、インターネット、緊急速報メール、ファクシミリ等あらゆる手段を活用し、確実に住民に対し情報伝達を行う必要がある。
- ② 伝達の際は災害時要援護者を考慮して、迅速かつ確実に伝達できるよう留意する。
- ③ 市町村長は、避難勧告・指示等の伝達にあたっては、事前に例文を作成してわかりやすくその意味を伝えるなど、住民等の立場に立った情報提供に努める。

(3) 屋内での待避等の安全確保措置

市町村長は、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下、「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

3 報告等

- (1) 市町村長は、避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、その旨を速やかに県に報告する。警察官が避難の指示や屋内での待避等の安全確保措置の指示を行い、その旨を市町村長に報告してきたときも同様の扱いとする。その際、可能な限り次の事項についても報告する。

- ① 避難準備情報・避難勧告・避難指示・屋内での待避等の安全確保措置の種類
- ② 発令時刻
- ③ 対象地域
- ④ 対象世帯数及び人員
- ⑤ その他必要事項

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

- (2) 県、警察本部、市町村及び自衛隊は、避難の勧告等をしたときは、その内容を相互に連絡する。

第2 住民に望まれる避難行動

1 土砂災害

- (1) 防災気象情報等積極的な情報収集に努め、自らの意思で行動するようにする。
- (2) 避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。
- (3) 豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。
- (4) 夜間や豪雨により外部へ避難することが却って危険な場合は、建物の高いところなどに垂直避難する。
- (5) 雨が収まってもすぐに帰宅しないようにする。
- (6) 避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。
- (7) 土砂災害警戒区域外でも災害が発生する恐れがあることを忘れず、十分注意するようにする。

2 水害

- (1) 防災気象情報等積極的な情報収集に努め、自らの意思で行動するようにする。
- (2) 避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。
- (3) 豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。
- (4) 夜間や豪雨により外部へ避難することが却って危険な場合は、建物の高いところなどに垂直避難する。
- (5) 避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。
- (6) 浸水想定区域外でも災害が発生する恐れがあることを忘れず、十分注意するようにする。

第3 警戒区域の設定

1 実施機関

警戒区域の設定権者は次のとおりである。

なお知事は、市町村が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、法第63条第1項の規程により実施すべき応急措置の全部又は一部を代わりに実施する。

設定権者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
市町村長又はその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
知事	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき		災害対策基本法第63条	災害全般
警察官	市町村長若しくは市町村長の委任を受けた市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
	消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条、大36条	水害を除く 災害全般
	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水害
自衛官	市町村長若しくは市町村長の委任を受けた市町村の職員及び警察官が現場にいないとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
消防職員 又は 消防団員	円滑な消火活動等の確保のため	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条、大36条	水害を除く 災害全般
水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者	円滑な水防活動等の確保のため	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水害

2 警戒区域の設定

(1) 設定

警戒区域は、住民の生活に大きな負担を強いるばかりでなく、警戒区域内に道路が通っている場合などは、関係機関や周辺住民にも多大な影響を与える。そのため、設定する範囲や、一時立入、一時帰宅を許可する基準策定等には慎重を期する必要がある。そこで、市町村長が警戒区域の設定するにあたっては、国（近畿地方整備局、気象台等）、県、消防、警察、住民、専門家等の意見を聞くための協議会を設置するなどして、これら関係機関の意見を十分に聞くように努める。

警戒区域の設定は、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示することで行う。

また、市町村と警察が連携して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(2) 周知

避難の勧告、指示などと同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないようにする。

(3) 警戒区域への一時帰宅、一時立入

警戒区域を設定した場合においても、行政機関や、復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には市町村長が許可証等を発行し、一時立入を認めることができる。また、住民には、警察、消防、市町村職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。

一時立入、一時帰宅を許可するにあたっては、危険が切迫している度合や天候等を勘案し、先述の協議会等の場で慎重に検討する必要がある。その基準は、住民に対して分かりやすいものとすることや、生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭に置いて、安全面を第一に考えて基準を策定する。

(4) 警戒区域の縮小・解除

警戒区域を解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討したうえで決定する。

警戒区域を解除した後の監視体制や、避難指示・勧告の継続についても協議会の場で検討することが望ましい。

第2節 避難生活計画

(防災統括室等)

避難所は地域の支援拠点としての機能を有するものである。県及び市町村は、平時からの取組を活かし、良好な生活環境の確保に配慮した、円滑な避難所運営ができるように努める。在宅被災者等についても、早期の人数把握に努め、必要な物資や情報が確実に行き渡るようにする。

第1 避難所の設置

1 避難所の開設

市町村は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

さらに、避難所等の運営並びに災害対策本部等との連絡調整を行うため、市町村の職員を避難所に派遣する。

2 避難所の追加開設

市町村は、事前に指定した避難所では収容人数が不足する場合など必要があれば、予め指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

また、被災者が自発的に避難している施設等も避難所として位置づけることができる。追加開設をした避難所についても、良好な生活環境を確保するよう努める。

3 民間の施設の利用

県及び市町村は、避難所が不足する場合に備えて被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

4 避難所が不足した場合の対応

上記対応をした場合でも避難所が不足する場合は、テントの使用も考慮する。

第2 県への報告

市町村は、避難所を開設した場合には、次の事項についてすみやかに県に報告する。

1 避難所開設の日時及び場所

2 避難所名、避難世帯数及び避難者数

第3 避難所の運営

1 留意事項

市町村は、避難所の運営に当たっては、以下の事項に留意するものとし、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

(1) 避難者による自主的な運営

(2) 避難所の運営における女性の参画

- (3) 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に対する配慮
- (4) 災害時要援護者等配慮を必要とする方のニーズ
- (5) 役割分担は性別のみに依らないよう配慮する

2 各段階における主な取組事項

各ステージにおける主な取組事項は以下のとおりである。

(1) 初動期

初動期とは、災害発生直後の混乱の中で避難所を開設・運営するために必要な業務を行う期間である。この期間における主な取組は以下のとおりである。

- ① 避難所建物の設備の点検
電気や水道などのライフラインや、トイレ等の避難所生活に必要な設備の使用可否を点検する。
- ② 広報
避難所が設置されたことを地域住民に周知、広報する。
- ③ 避難者の受入、名簿作成
避難者名簿を作成し、避難者数、必要とする物資・数量等の把握に努める。

(2) 展開期

展開期とは、災害発生後2日目から約3週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組は以下のとおりである。

- ① 自主的な管理運営体制の確立
自主防災組織等地域の自治組織の協力を得て避難所運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるようにする。なお、避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、女性の参画を求め、多様な年齢層の意見を反映できるようにする。
- ② 食料、物資に関すること
迅速かつ公平な提供を心がける。
- ③ 災害時要援護者に関すること
 - (ア) 避難所内の災害時要援護者の把握に努め、災害時要援護者の避難支援プラン個別計画を用いて災害時要援護者の避難所生活の支援を行う。また、必要に応じて、避難所内に災害時要援護者等配慮を必要とする人専用の避難部屋を設置したり、福祉避難所等より適切な施設へ転所させたりするように努める。
 - (イ) 視覚障害者、聴覚障害者及び外国人への情報伝達方法について配慮する。
- ④ 衛生に関する事
 - (ア) 仮設トイレの速やかな設置に努める。
 - (イ) 食中毒や感染症が流行しないように防疫に注意する。
 - (ウ) 保健師による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発病等の予防に努める。
 - (エ) ペットに関する避難所でのルールづくりに努める。
- ⑤ その他
 - (ア) 医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。
 - (イ) 男女別のトイレ・更衣室・洗濯干し場や授乳室の設置等によるプライバシーの

確保に努める。

(ウ)暑さ寒さ対策に努める。

(3) 安定期

安定期とは、地震発生後3週間目程度以降をいい、避難の長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下したり、被災者のニーズが多様化し、より高度化したりするときである。時間とともに変化する避難者の要望について、過去の事例も含めて知識を持ち、早めに適切な対応ができるようにする必要がある。この期間における取組は以下のとおりである。

① 食料、物資に関すること

避難所で不足している物資・食料や、特別なニーズがある物資を確保する。

② 災害時要援護者に関すること

必要に応じてホテルや旅館等民間の施設や、福祉避難所のようなより適切な施設へ転所できるように努める。

③ 衛生に関すること

(ア)食中毒や風邪などの感染症が流行しないように注意する。

(イ)保健師による、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下の予防や、こころの健康に関する相談を実施する。

(4) 撤収期

撤収期とは、地域の本来の生活が再開可能になるため、避難所生活の必要性がなくなる時期であり、避難所の解消を目指し、避難所施設の本来機能の再開に向けての必要な業務を行う期間である。

避難所の段階的集約を行い避難所の縮小を図る。自宅に戻れない避難者には、応急仮設住宅等の斡旋の支援を行い、早期の避難所解消を図る。

3 県の取り組み

県は、ボランティアの協力等を通して、保健・衛生面、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。

第4 在宅被災者等への支援

市町村は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのために市町村は、在宅被災者等の避難者名簿への登録など、在宅被災者等の早期把握に努める。

第3節 災害時要援護者の支援計画

(防災統括室、健康福祉部)

市町村においては、避難が必要な災害の発生が想定される場合には、災害時要援護者への避難支援対策と対応した避難準備情報を発令するとともに、迅速・確実な避難勧告等の伝達体制を整備する。また、災害時要援護者の安全確保については、「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」等に基づき、市町村の防災担当部門と福祉担当部門が連携し、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実に努める。

第1 災害時要援護者の避難支援

県は、「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」において、誰にもわかりやすい効果的な避難情報の提供方法に係る指針を示すなど、市町村と連携して、災害時における災害時要援護者の安全確保に努めてきたところである。さらに、平成25年度に「災害時要援護者避難支援の手引き」を作成したところである。市町村においては、「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」及び「災害時要援護者避難支援の手引き」を踏まえて整理した個別計画等に基づき、速やかに避難情報伝達、避難誘導、避難生活を支援する。

第2 災害時要援護者への支援

1 情報伝達、避難誘導等

災害時要援護者については、災害時要援護者避難支援プランの個別計画等に基づき避難支援者による情報伝達及び避難誘導の支援を行う。避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。

高齢者、障害者等の災害時要援護者については、その状態や特性に応じた適切な情報提供、避難誘導を行うとともに、避難確認を行うこと。

2 避難所到着後の対応

県及び市町村は、災害時要援護者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態等を把握し、災害時要援護者に配慮した運営に努めることとする。避難所における災害時要援護者用相談窓口の設置や災害時要援護者支援への理解促進に留意するものとする。また併せて、個々の事情により、その地域において在宅にて避難生活を送っておられる方々も支援の対象とする。

市町村は、避難生活の長期化が予測されるなど、必要に応じて高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮した福祉避難所を設置する。ただし、緊急入所等在宅での生活の継続が困難な災害時要援護者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な災害時要援護者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

3 医療等の体制

県は市町村と連携し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

4 食料等の確保

市町村は、乳幼児・高齢者等でそしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努めるほか、乳児のミルクやオムツなどの生活必需品の備蓄にも配慮する。

5 福祉機器等の確保

市町村は、災害時要援護者が避難所等で生活するうえで必要な福祉機器の確保に努める。

6 応急仮設住宅

災害により住宅を失い、又は破損等のため、居住することができなくなった世帯のうち、高齢者や障害者等の単身世帯及び高齢者や障害者等を含む世帯に対する住宅対策は、おおむね次により行う。

(1) 県は、応急仮設住宅を建設する際、その配置計画、建物構造及び付帯設備は次の事項に留意する。

- ① 住宅の連戸数及び住棟の配置は、住戸間の遮音やコミュニティ確保に配慮した計画とする。また、必要により集会所を設置する。
- ② 従前居住地のコミュニティに配慮した住宅配置とする。
- ③ 建物内の段差の解消若しくは低床化、手すりの設置等
- ④ 低層浴槽、高低調整型炊事設備、障害者用トイレの設置等
- ⑤ 寒冷地仕様など地域の特性を踏まえた応急仮設住宅の設置

(2) 市町村は、応急仮設住宅の入居者の決定等の際には、次の事項を留意する。

- ① 高齢者や障害者等の優先入居
- ② 高齢者や障害者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。
- ③ 入居後の高齢者や障害者等に対し、巡回相談、安否確認などを行う。

(詳細については「第3章第4節 住宅応急対策計画」参照)

第4節 住宅応急対策計画

(まちづくり推進局)

大規模災害等により避難生活を余儀なくされた被災者に対する応急仮設住宅、公営住宅、民間応急借上げ住宅等の確保・供給計画を示す。

第1 趣旨

災害によって住家が全壊・全焼等により避難生活を余儀なくされた世帯に対し、災害協定に基づく各種団体等の協力を得て応急仮設住宅を供給する（市町村の要請を受けて実施）。なお、応急仮設住宅の設置に際しては、コミュニティの確保や避難者のニーズに留意し、高齢者、障害者等の災害時要援護者に配慮する。

（詳細については「第3章第3節 災害時要援護者の支援計画」参照）

第2 応急仮設住宅の確保

1 応急仮設住宅の設置主体

県は、災害救助法が適用され、応急仮設住宅の建設が必要であると判断した場合、広域的な協定やあらかじめ協定している一般社団法人プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」等に基づき、応急仮設住宅を建設する。

また、木造応急仮設住宅及び民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の設置も検討する。

なお、災害救助法が適用されない場合において、市町村が応急仮設住宅を設置する場合は、必要に応じて県が支援する。

（資料編「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」参照）

2 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置

（1）建設場所等

応急仮設住宅の建設場所は、市町村が県と協議の上確保するものとし、県は、原則として、市町村からの要請により建設場所、戸数、規模、着工期日等について一般社団法人プレハブ建築協会と調整を行う。この際、大規模災害時等は行政区域を越えた避難が発生する可能性も踏まえ、県は必要に応じて近隣の市町村に対して建設場所の確保を要請できるものとする。

（2）入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、原則として、県が市町村に委任して選定する。ただし、広域避難に対応する場合には、県が被災市町村の協力を得ながら実施するものとする。

選定にあたっては、高齢者や障害者等の優先的に入居が必要な者に対する配慮を行うこととする。

第3 住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施する。ただし、必要に応じ、市町村に委任することができる。

なお、災害救助法が適用されない場合は、市町村が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

(資料編「災害救助法による救助の程度と期間」参照)

第4 公営住宅の特例使用

県及び市町村は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。

第5 関係団体等との連携による民間賃貸住宅等の応急借上げ住宅の紹介

県は、被災者の健全な住生活の早期確保のため、関係団体の協力を得て民間賃貸住宅等の空家等利用可能な既存住宅を応急借上げ住宅として紹介に努める。

第5節 活動体制計画

(防災統括室等)

県は、平成23年紀伊半島大水害の経験をふまえ、各部局さらには現場の判断で即時の対応を的確に行えるよう、「分権・分担」の視点に立った体制を整備する。また、台風接近時等、大規模な災害が発生するおそれのある時は、災害対策本部の前段階として災害警戒本部を設置し、警戒に当たることとする。県災害対策本部設置時には、災害時緊急連絡員を被災市町村に派遣し、迅速・的確な情報収集に努める。

第1 防災組織計画

県、市町村は、大規模災害発生時には、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部をできる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。

また、各防災関係機関（災害応急対策責任者）は、それぞれの災害対策本部等を設置し、災害の拡大を防止するための活動体制を確立し、応急対策活動を実施する。

これらの各防災関係機関の系統図は次のとおりである。

[illegible]

※条番号はすべて災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）の条文を表す。

第2 県の活動体制

1 奈良県水害・土砂災害等警戒体制

災害対策本部設置以前の段階として、気象状況等により災害の発生が予想され警戒を必要とするときは、水害・土砂災害等警戒体制を敷き、気象、水防等の情報収集等、災害対策に関する連絡調整に万全を期する。ただし、水防関係の体制については、県水防計画の定めるところによる。

（詳細については、「本節第3 水害・土砂災害等警戒体制」参照）

2 奈良県災害対策本部（災害警戒本部）体制

奈良県災害対策本部体制は、知事が必要と認めた場合に、水防、災害救助、災害警備その他の災害応急対策活動すべてを包括し、災害対策を行う組織であり、知事を本部長とし、奈良県・奈良県教育委員会及び奈良県警察本部を統括する。

なお、台風接近等による大雨などの場合、災害対策本部設置の前段階として、危機管理監は、災害警戒本部を設置する。

また、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合などに発表される「特別警報」が発表された場合には、災害対策本部（または災害警戒本部）を設置し、全庁的な応急対策を行う。

（詳細については、「本節第4 奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等」参照）

3 奈良県水防本部

奈良県水防本部は、県の地域における水防を統括するため、水防計画に基づき設置される機構であるが、奈良県災害対策本部が設置されたときは、同本部に包括される。

4 奈良県防災会議

奈良県防災会議は、知事を会長として法第15条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、その所掌事務としては本県における防災に関する基本方針および計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、本県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整並びに市町村防災会議に意見を述べ、又は勧告することを任務とする。

第3 水害・土砂災害等警戒体制

1 配備の基準

（1）警戒配備

- ① 暴風、大雨、洪水または大雪その他の警報が発表されたとき
- ② 台風接近により大雨注意報、洪水注意報または強風注意報が発表されたとき
- ③ その他必要があると認められたとき

（2）災害警戒本部

- ① 台風接近により、暴風、大雨、または洪水その他の警報が発表されたとき
- ② その他必要があると認められるとき

2 配備の決定

水害・土砂災害等警戒体制の配備については、知事部局にあっては、県土マネジメント部は県土マネジメント部長、その他の部局は危機管理監が、水道局にあっては水道局長、教育委員会にあっては教育長、警察本部にあっては警察本部長が、気象等の状況を判断し、決定する。

3 災害応急対策要領の策定

上記1、2に関する内容の詳細については、防災統括室が別途策定する「災害応急対策要領」に規定し、必要に応じて随時見直していくこととする。なお、同要領については、県庁内の全部局に対し周知を図る。見直した場合はその都度周知することとする。

4 出先機関における配備

各出先機関を所管する部局長は、出先機関の災害警戒体制時における参集・配備人員を予め整備する。

第4 奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等

1 組織

奈良県災害対策本部の組織は「奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例」及び次に定めるところによる。

(1) 組織

災害対策本部に部及び班を設ける。

また、本部が設置されたときは、本部事務局を防災統括室に設ける。

(2) 本部会議

災害に対する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議を置く。

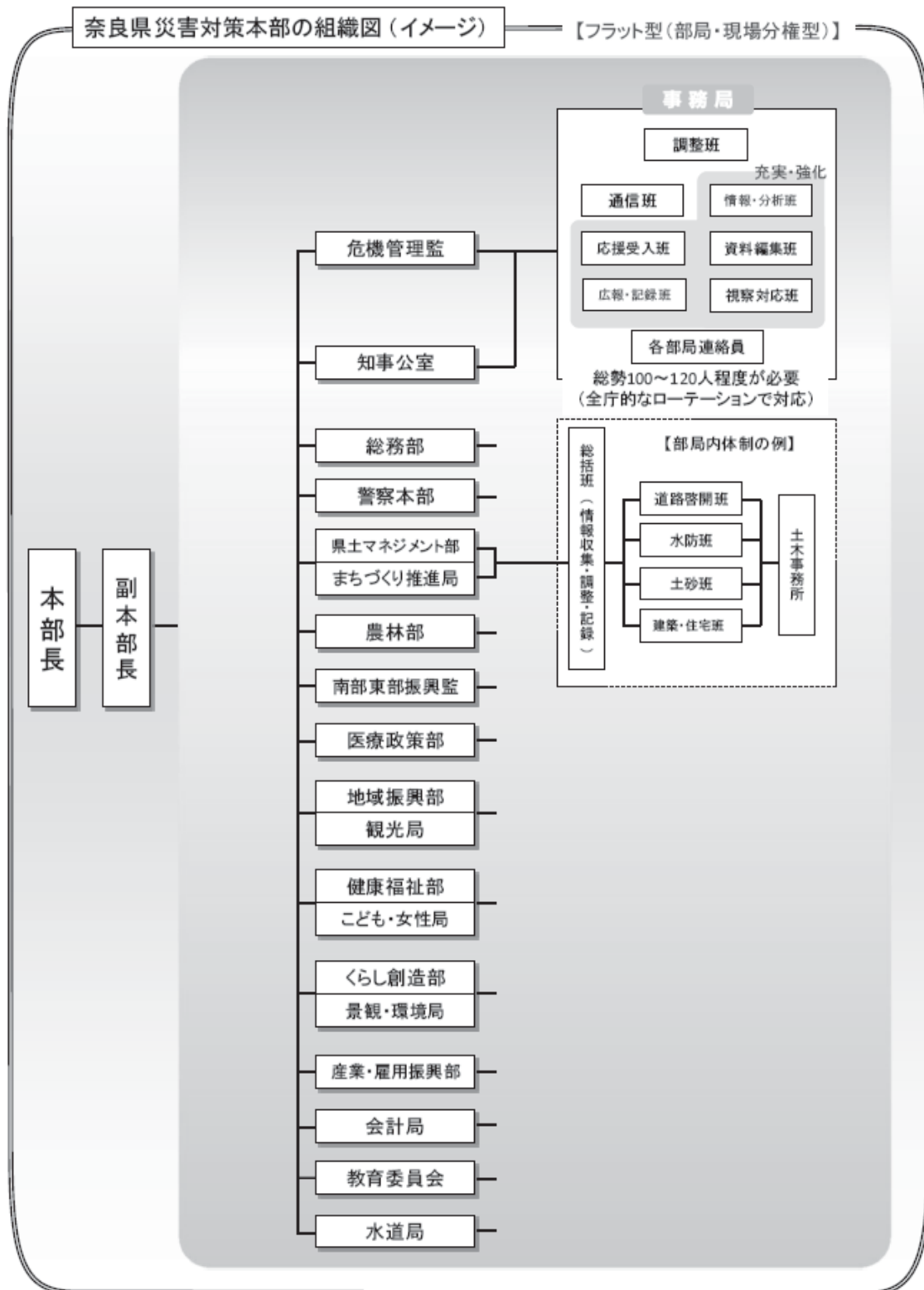
本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監及び各部の部長をもって構成する。

なお、本部員が出席できないときは、副部長または総務班長等が代理出席する。

(3) 各部局連絡員及び連絡事項

各部局連絡員は、本部会議の決定事項について各部及び各班の連絡調整を図り、災害対策実施の円滑な処理に当たる。

■奈良県災害対策本部組織図（部・班の体制）



2 分担事務

災害対策本部に本部長、副本部長、危機管理監、部長、副部長及び班長を置く。

本部長は、特に必要があると認めるときは防災会議を構成する機関の長に対し、当該機関の職員が災害対策本部に協力するよう求めることができる。

副本部長は、本部長を補佐する。

危機管理監は、本部長及び副本部長を補佐する。

部長は、本部長の命をうけ、部の事務を掌理し、所属班長を指揮監督する。

副部長は、部長の命をうけ、その事務に従事する。

班長は、部長の命をうけ、その事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

本部長に事故ある場合は、次の順によりその職務を代理する。

- (1) 副知事（防災担当）
- (2) 危機管理監
- (3) 総務部長
- (4) 健康福祉部長

各部、各班の事務分掌は次表のとおりとする。

奈良県災害対策本部 事務分掌

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
危機管理監 (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) (安全・安心まちづくり推進課長)	調整班	1. 災害対策本部の運営に関する事 2. 災害対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 自衛隊及び他府県等への災害派遣要請に関する事 5. 本部事務局の庶務に関する事 6. 自衛隊及び他府県等への災害派遣要請に関する事 7. 現地対策本部の設置に関する事 8. 被災市町村への災害時緊急連絡員の派遣に関する事 9. 災害救助法の適用に関する事
	通信班	1. 防災行政無線の運用に関する事 2. 衛星携帯電話の調達・確保に関する事
	情報・分析班※	1. 気象・地震情報等の受理及び市町村等関係機関への伝達に関する事 2. 災害情報の収集・整理に関する事 3. 各種災害情報の分析に関する事 4. 本部長、本部事務局長への助言に関する事
	資料編集班※	1. 視察者等への説明資料の編集に関する事 (各部局が作成した資料の編集・編綴を行う) 2. その他各種資料の編集に関する事 (1に同じ)
	視察対応班	1. 視察者への対応に関する事
	応援受入班	1. 国や他府県等からの受援に関する事
	消防応援活動調整本部	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事
	救援物資班※※	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事

※情報・分析班及び資料編集班には、県土マネジメント部職員も構成員となる。情報・分析班では、県土マネジメント部職員は3及び4の業務を行う。なお、必要に応じて、3及び4の業務には外部機関(气象台等)にも参加を依頼する。

※※救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
知事公室 (知事公室長)	秘書班 (秘書課長)	1. 本部長及び副本部長の秘書に関する事
	広報記録班 (広報広聴課長)	1. 災害地における現地写真その他広報活動に必要な資料の収集に関する事 2. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて県内外へ広報活動を行うこと
	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害情報センター(災害に関する総合相談窓口)の運用に関する事
	総合調整班 (政策推進課長)	1. 政府、国会等に対する陳情・要望事項等のとりまとめに関する事 2. 本部事務局各班の業務に関する事
	統計班 (統計課長)	1. 指導員及び調査員並びに調査客体の安否確認と各所官省への報告に関する事 2. 本部事務局各班の業務に関する事
	協力班 (東アジア連携課長)	1. 本部事務局各班の業務に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
総 務 部 部 長 (総務部長) 副 部 長 (会計局長) (総務部次長)	総務班 (総務課長)	1. 本部事務局への応援に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと
	人事給与班 (人事課長)	1. 災害対策本部職員の現況把握と配置に関する事 2. 災害対策本部職員の給与に関する事 3. 職員の派遣要請に関する事
	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 災害対策本部職員の健康管理に関する事 2. 総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事
	財政班 (財政課長)	1. 災害に関する予算及び資金に関する事 2. 災害に関する議会との連絡に関する事
	税務班 (税務課長)	1. 罹災による県税の減免に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事
	管財班 (管財課長)	1. 公有財産(教育及び警察財産を除く。)の被害調査及び 2. 災害用自動車の管理に関する事 3. 庁内の電気、電話回線網に関する事 4. 自衛隊員の待機場所に関する事
	情報システム班 (情報システム課長)	1. 情報システム等の被害状況の把握に関する事 2. 情報システムの維持・運用に関する事 3. 大和路情報ハイウェイ、庁内ネットワーク等の維持・運用に関する事
	協力班 (行政経営課長)	1. 総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事
	協力班 (ファシリティマネジメント室長)	1. 総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事

※一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。
 ※※救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
地 域 振 興 部 部 長 (地域振興部長) (観光局長) (南部東部振興監) 副 部 長 (地域振興部次長)	地域振興総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局への応援に関すること 2. 部内外の連絡調整に関すること 3. その他部内の他の班に属しないこと
	観光班 (観光振興課長) (ならの魅力創造課長)	1. 旅行者に対する災害情報の周知に関すること
	国際協力班 (国際観光課長)	1. 海外からの支援受入に関すること 2. 外国人に対する災害情報の周知及び相談に関すること 3. 旅券事務所(来所者・建物・施設等)の被害に関すること 4. 外国人支援センター(来所者・建物・施設等)の被害に関すること
	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 罹災市町村の行政指導に関すること 2. 市町村の災害応急復旧資金の斡旋に関すること 3. 市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関すること
	地域政策班 (地域政策課長)	1. 水道施設の被害状況の情報収集に関すること 2. 応急給水及び水道施設の応急復旧のための連絡調整に関すること
	協力班 (文化振興課長)	1. 地域振興総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること 3. 万葉文化館、美術館、民俗博物館、文化会館、橿原文化会館、図書情報館(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関すること
	協力班 (南部東部振興課長)	1. 地域振興総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること
	協力班 (復旧・復興推進室長)	1. 地域振興総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること
	うだ・アニマル パーク振興班 (うだ・アニマルパーク 振興室長)	1. 被災動物の保護収容に関すること
	エネルギー政策班 (エネルギー政策課長)	1. 電力使用制限令、計画停電、節電要請に関すること 2. 電力及びガスの安定供給に向けた支援に関すること
	教育振興班 (教育振興課長)	1. 私立学校(生徒、施設、設備等)の被害に関すること 2. 県立大学(県立大学生、来校者、建物、設備等)の被害に関すること 3. 国立学校(生徒、施設、設備等)の被害に関すること

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
健康福祉部 部 長 (健康福祉部長) (こども・女性局長)	健康福祉総務班 (企画管理室長)	1. 部内外の連絡調整に関すること 2. 社会福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等で他課の所管しない施設)の被害の状況調査、確認に関すること 3. その他部内の他の班に属さないこと
	地域福祉班 (地域福祉課長)	1. 災害時要援護者の支援に関すること 2. 保護施設(入所者、建物、設備等)の被害の状況調査、確認に関すること。 3. 災害救助法の適用に関すること 4. 災害救助法運用の連絡調整に関すること 5. 義援金(配分)に関すること
	救援物資班 (監査指導室長) (地域福祉課長補)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関すること【監査指導室】 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関すること【地域福祉課保護係】
	障害福祉班 (障害福祉課長)	1. 障害福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関すること 2. 障害者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関すること 3. 避難所等における障害者等の支援に関すること 4. 応急仮設住宅等における障害者等の支援に関すること 5. 健康福祉総務班への協力に関すること
	長寿社会班 (長寿社会課長)	1. 高齢福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関すること 2. 高齢者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関すること 3. 避難所等における高齢者等の支援に関すること 4. 応急仮設住宅等における高齢者等の支援に関すること 5. 健康福祉総務班への協力に関すること
	協力班 (保険指導課長)	1. 健康福祉総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること
	健康づくり推進班 (健康づくり推進課)	1. 健康管理に関すること
	こども家庭班 ○ (子育て支援課長) (こども家庭課長)	1. 児童福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関すること 2. 乳幼児、児童等(以下「乳幼児等」という)の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関すること 3. 避難所等における乳幼児等の支援に関すること 4. 応急仮設住宅等における乳幼児等の支援に関すること 5. 健康福祉総務班への協力に関すること
	女性支援班 (女性支援課長)	1. 女性センター、婦人会館(来館者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関すること 2. 女性のための相談に関すること 3. 健康福祉総務班への協力に関すること

※一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

※※救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
医療政策部 部長 (医療政策部長) 副 部 長 (医療政策部次長)	医療総務班 ○ (企画管理室長) (地域医療連携課 (医師・看護師確保 対策室長) (医療管理課長) (新奈良病院建設室長) (県立病院法人化 準備室長)	1. 医療救護活動に関すること 2. 重傷患者の入院措置計画に関すること 3. 医療救護班等の編成及び運用計画に関すること 4. 医療救護班等の連絡調整に関すること 5. 医療ボランティアに関すること 6. 医療施設等の被害の状況調査等に関すること 7. 部内外の連絡調整に関すること 8. その他部内の他の班に属さないこと
	防疫班 (保健予防課長)	1. 感染症患者及び病原体保有者の入院勧告並びに消毒等に関すること 2. 防疫班の編成及び運用計画に関すること 3. メンタルヘルス対策等に関すること
	薬務班 (薬務課長)	1. 医薬品、医療資機材及び血液製剤の供給に関すること 2. 毒物・劇物保管施設に関すること

※一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
くらし創造部 部 長 (くらし創造部長) (景観・環境局長) 副 部 長 (くらし創造部次長) (景観・環境局次長)	くらし創造総務 (企画管理室長)	1. くらし創造部関係被害のとりまとめに関すること 2. 部内外の連絡調整に関すること 3. 本部事務局への応援に関すること 4. その他部内の他の班に属さないこと
	協働推進班 (協働推進課長)	1. 西奈良県民センター(来館者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関すること 2. ボランティアの活動支援に関すること 3. 災害ボランティア本部に関すること
	廃棄物対策班 (廃棄物対策課長)	1. 廃棄物の処理に関すること 2. 清掃及びし尿処理に関すること 3. 廃棄物処理施設の被害状況調査に関すること 4. 奈良県災害廃棄物等処理対策本部に関すること
	消費・生活安全班 (消費・生活安全課長)	1. 食品衛生に関すること 2. 生活必需品の価格、需要動向の把握及び安定供給に関すること 3. 遺体の火葬計画に関すること 4. 愛玩動物の収容に関すること 5. 生活衛生施設の被害の状況調査に関すること
	協力班 (青少年・生涯学習課長)	1. 野外活動センター(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関すること 2. くらし創造総務班への協力に関すること 3. 本部事務局への応援に関すること
	協力班 (スポーツ振興課長)	1. 橿原公苑(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関すること 2. くらし創造総務班への協力に関すること 3. 本部事務局への応援に関すること
	協力班 (人権施策課長)	1. くらし創造総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること
	協力班 (環境政策課長)	1. くらし創造総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること
	協力班 (風致景観課長)	1. 古都保存法買入地の被害状況の調査、確認及び緊急対応に関すること 2. 採石場及び砂利採取場の被害状況の調査、確認及び災害防止措置の指導に関すること 3. くらし創造総務班への協力に関すること 4. 本部事務局への応援に関すること
	協力班 (自然環境課長)	1. 矢田自然公園、万葉の森、大台ヶ原(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関すること 2. くらし創造総務班への協力に関すること 3. 本部事務局への応援に関すること

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
産業・雇用振興部 部長 (産業・雇用振興部長) 副部長 (産業・雇用振興部次長)	産業・雇用振興 総務班 (企画管理室長)	1. 商工労働関係被害の取りまとめに関すること 2. 部内外の連絡調整に関すること 3. 本部事務局への応援に関すること 4. その他部内の他の班に属さないこと
	地域産業班 (地域産業課長)	1. 罹災企業に対する融資の斡旋に関すること 2. 奈良県信用保証協会の業務指導に関すること 3. 高圧ガス貯蔵施設及び火薬類貯蔵施設に関すること
	救援物資班 ○ (企画管理室長) (地域産業課長) (産業政策課長) (企業立地推進課長) (雇用労政課長)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関すること 2. 輸送協力団体との連絡に関すること

※一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

※※救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
農 林 部 部 長 (農林部長) 副 部 長 (農林部次長)	農業総務班 (企画管理室長)	1. 農業関係被害のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 部内の人員調整に関する事 4. 他部及び出先機関等への応援に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事 6. その他部内の他の班に属さないこと
	救援物資班 (マーケティング課長)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事
	農業水産班 ○ (農業水産振興課長) (全国豊かな海づくり大会推進室長)	1. 農業生産用施設・農産物等の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 水産関係被害の状況調査及び情報の収集に関する事 3. 被災農業生産用施設・農産物等の応急技術対策に関する事
	農業経済班 (農業経済課長)	1. 農業団体との連絡に関する事 2. 農林部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関する事
	畜産班 (畜産課長)	1. 畜産物の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 畜産物等生産者団体との連携に関する事
	地域農政班 (地域農政課長)	1. 天災資金の融資に関する事 2. 農村班への協力に関する事 3. 農林部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関する事
	農村班 (農村振興課長)	1. 農地、農業用施設被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 耕地、農道、ため池及び農業用施設等の応急復旧に関する事 3. たん水排除に関する事
	林業班 (林業振興課長)	1. 林業関係被害のとりまとめに関する事 2. 林業用施設の被害状況調査及び情報の収集に関する事 3. 造林地、苗畑及び作業道等被害の状況調査及び情報の収集に関する事 4. 林業用施設、造林地、苗畑及び作業道等の災害復旧に関する事
	木材産業班 (奈良の木ブランド課長)	1. 林産物、林産施設の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 応急用林産資材、薪炭の確保及び供給についての体制整備及び支援に関する事 3. 農林部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関する事
	森林整備班 (森林整備課長)	1. 林地及び治山施設の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 林道の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 3. 林野火災の被害の状況調査及び情報の収集に関する事 4. 林道の災害の応急復旧に関する事 5. 林地及び治山施設の災害の応急復旧に関する事

※救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)		班 (班長担当職)	所 掌 事 務
県土マネジメント部 部 長 (県土マネジメント部長) (まちづくり推進局長) 副 部 長 (県土マネジメント部次長)	総括班	土木統括班※1 ○ (技術次長) (公共工事契約課長) (建設業指導室長) (用地対策課長) (技術管理課長)	1. 土木関係被害状況の取りまとめに関すること 2. 公共土木施設に関する広報に関すること 3. 応急用資機材の調達に関すること (県土マネジメント部所管の施設を復旧するため) 4. 本部事務局への応援に関すること 5. 災害協定に基づく応急活動に関すること 6. 国土交通省のTEC-FORGE、リエゾンの受入に関すること 7. 危機管理監指揮下の情報・分析班、資料編集班の事務に関すること 8. その他部内の他の班に属さないこと
		土木総務班※1 ○ (企画管理室長)	1. 部内事務局の設置運営に関すること 2. 部内の人員調整に関すること 3. 部内外の連絡調整に関すること
	水防班	河川班※1 ○ (河川課長) (砂防課長) (企画管理室長)	1. 水防本部に関すること 2. 河川に関する危険情報の収集、伝達に関すること 3. 水防法第29条による避難のための立ち退きの指示に関すること 4. 河川施設の応急復旧に関すること 5. 公共土木施設(河川)の被害の状況調査に関すること
		土砂班 (砂防課長) (深層崩壊対策室長)	1. 土木災害の情報取りまとめに関すること 2. 砂防施設等の応急復旧に関すること 3. 公共土木施設(砂防施設等)の被害の状況調査に関すること 4. 土砂災害対策に関すること 5. 地すべり防止法第25条による避難のための立ち退きの指示に関すること 6. 土砂災害防止法第26条による緊急調査に関すること 7. 公共土木施設の災害査定に関すること
		下水道班 (下水道課長)	1. 公共土木施設(下水道施設)の応急復旧に関すること 2. 公共土木施設(下水道施設)の被害の状況調査に関すること
	道路啓開班	道路班※1 ○ (道路管理課長) (道路建設課長)	1. 道路及び橋梁等の応急復旧に関すること 2. 災害時における道路規制(公安部所管を除く)及び迂回路等の策定に関すること 3. 緊急輸送道路の確保に関すること 4. 公共土木施設(道路等)の被害の状況調査に関すること(※) 5. 道路災害応急対策、雪害応急対策に関すること 6. 道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に関すること
		公共交通班 (道路環境課長) (地域交通課長)	1. 鉄道、バス等の公共交通に関する情報収集及び提供 2. ヘリポート施設の被害の状況調査に関すること
	都市施設班	都市施設班※1 ○ (地域デザイン推進課長) (都市計画室長)	1. 都市施設(他班所管分を除く)の応急復旧に関すること 2. 都市施設(他班所管分を除く)の被害の状況調査に関すること 3. 都市災害情報の取りまとめに関すること
		公園緑地班※1 ○ (公園緑地課長) (奈良公園室長) (平城宮跡事業推進室長)	1. 公共土木施設(公園緑地課所管分)の応急復旧に関すること 2. 公共土木施設(公園)の被害の状況調査に関すること 3. 都市施設等(※3)の被害の状況調査に関すること

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)		所 掌 事 務
県土マネジメント部 部 長 (まちづくり推進局長) 副 部 長 (県土マネジメント部次長)	建築・住宅班	建築班 ○ (建築課長)※4 (営繕課長)(住宅課長)	建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理に関すること
		県有建築物チーム (営繕課長)	県有建築物(文化財、警察関係施設を除く)の被害状況報告、安全確認及び応急補修に関すること
		県営住宅チーム (住宅課長)	県営住宅の罹災状況の把握及び応急修理に関すること
		一般建築物チーム (建築課長)	1. 被災建築物の応急危険度判定に関すること 2. 被災宅地の危険度判定に関すること 3. 宅地造成工事に伴う崖崩れ及び土砂流出の応急復旧に関すること
		住 宅 班 (住宅課長)※5	1. 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置に関すること 2. 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関すること 3. 被災者への公営住宅の提供に関すること 4. 民間賃貸住宅紹介に係る関係団体等との連絡調整に関すること 5. 住宅相談窓口の設置に関すること 6. 応急復旧用住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連絡調整に関すること
	現地班	現地対応班 (奈良土木事務所長) (郡山土木事務所長) (高田土木事務所長) (桜井土木事務所長) (宇陀土木事務所長) (吉野土木事務所長) (五條土木事務所長) (ヘリポート管理事務所長) (流域下水道センター所長) (第二浄化センター所長) (吉野川浄化センター所長) (馬見丘陵公園館長) (奈良公園管理事務所長) (県営住宅管理事務所長)	1. 所管する公共土木施設、都市施設等(※3)の被害の状況調査に関すること(※2) 2. 所管する公共土木施設、都市施設等の機能回復に関すること 3. 管内市町村との連絡・調整に関すること

※1 複数の課で構成される班・・・○印の課を班長とする。

※2 公共土木施設等の被害状況調査については、市町村が管理する施設の被害情報収集も視野に入れて対応すること。

※3 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園(公共土木施設である公園及び自然公園法に規定する自然公園を除く)、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地

※4 建築物の分類ごとに各チームで分掌するが、建築物・宅地の安全確認のための建築職員等の派遣の調整は建築課が行う。

※5 住宅班の業務が増加し、他課の応援が必要になる場合には、適宜、建築課、営繕課が支援する。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
経 理 部 部 長 (会計管理者) (会計局長)	経理班 ○(会計局総務課長) (会計局会計課長)	1. 災害救助費の出納に関すること 2. 災害救助基金(ただし現金のみ)の管理及び経理に関すること 3. 義援金(受入)に関すること

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
教 育 部 部 長 (教育長) 副 部 長 (理事) (教育次長)	教育総務班 (企画管理室長)	1. 文教関係施設の被害状況のとりまとめに関すること 2. 部内外の連絡調整に関すること 3. その他部内の他の班に属さないこと 4. 本部事務局への応援に関すること
	福利班 (福利課長)	1. 教職員住宅の被害状況調査に関すること 2. 教職員住宅の応急復旧に関すること
	学校支援班 (学校支援課長)	1. 学校施設の被害状況調査に関すること 2. 学校施設の応急復旧に関すること 3. 学校施設への被災者の避難収容に係る施設管理者としての対応に関すること
	教職員班 (教職員課長)	1. 教育実施者の確保に関すること 2. 罹災市町村の教育委員会に関すること(部内の他の班に属することを除く)
	学校教育・生徒指導支援班 ○(学校教育課長) (生徒指導支援室長)	1. 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校にかかる人的被害、休校等の情報に関すること 2. 応急教育の実施並びに運営に関すること 3. 教材、学用品の調達、配布に関すること
	人権・地域教育 (人権・地域教育課長)	1. 社会教育施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること
	保健班 (保健体育課長)	1. 学校給食に関すること 2. 学校保健衛生に関すること
	文化財班 (文化財保存課長)	1. 文化財の応急復旧に関すること 2. 文化財の被害の状況調査に関すること

※一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
水 道 部 部 長 (水道局長) 副部長 (水道局理事) (水道局次長)	水道総務班 (水道局総務課長)	1. 県営水道施設の資機材の調達等に関すること 2. 部内外の連絡調整に関すること 3. その他部内の他の班に属さないこと
	水道業務班 (水道局業務課長)	1. 県営水道施設の被害の状況調査及び応急復旧に関すること

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
警 察 部 部 長 (警察本部長) 副 部 長 (警務部長) (警備部長) 担 当 幕 僚 (各部長)	総括班 (警衛警護班) (警衛警護・危機 管理対策参事官) (付・警備第二課 長)	1. 警備本部の総括及び記録に関する事 2. 警備本部の編成及び運用に関する事 3. 警察庁、近畿管区警察局、関係都道府県警察並びに県 下各警察署への報告及び連絡に関する事 4. 援助要求に関する事 5. 県災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事 6. 被害情報及び被害集計に関する事 7. 職員家族の安否確認に関する事 8. 警衛警護に関する事 9. 警衛警護隊の編成及び運用に関する事 10. 警備本部の庶務に関する事 11. 警備本部長の特命事項に関する事 12. 他の班の任務に属さない事
	総務班 (総務課長)	1. 県議会との連絡調整その他渉外に関する事
	装備班 (警務課長)	1. 機動装備隊の運用に関する事 2. 装備資機材の調達及び管理に関する事 3. 警察車両の運用及び統制に関する事 4. レンタカーの借り上げに関する事
	留置管理班 (留置管理課長)	1. 災害時における留置管理業務に関する事 2. 被留置者の避難及び解放に関する事
	訟務班 (監察課長)	1. 訟務事案に関する事
	広報班 (県民サービス課長)	1. 広報及び報道対策に関する事 2. 被災住民に対する広報及び広聴に関する事 3. 死亡被災者等の確認及び照会に関する事
	受援連絡・ 宿泊補給班 (厚生課長)	1. 受援連絡並びに宿泊補給部隊の編成及び運用に関する 事 2. 特別派遣部隊の受入れに関する事 3. 部隊の宿舍及び給食に関する事 4. 被災地における遺失拾得物に関する事 5. 警察に対する救援物資の受付及び管理に関する事 6. 職員の健康管理及び応急救護に関する事
	生活安全班 (生活安全企画課長)	1. 生活安全部隊の編成及び運用に関する事 2. 地域安全情報の収集、分析及び検討に関する事 3. 被災地及び避難場所等における生活安全対策に関する 事 4. 迷い人の保護に関する事 5. 行方不明者の受理及び手配に関する事 6. 各種相談活動に関する事 7. 鉄砲刀剣類(銃器を除く。)及び危険物の取締りに関する 事 8. 警備業協会との連絡及び協力に関する事 9. ボランティアの受け入れに関する事 10. 鉄道警察隊、警察航空隊及び警ら用無線自動車の運 用に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
警 察 部 部 長 (警察本部長) 副 部 長 (警務部長) (警備部長) 担 当 幕 僚 (各部長)	捜査班 (捜査第一課長)	1. 警察部捜査部隊の編成及び運用に関する事 2. 死体収容施設の確保に関する事 3. 死体の調査等及び検視に関する事 4. 死体の確認及び引渡し等遺族支援に関する事 5. 身元不明死体の身元確認に関する事 6. 被災地、避難場所等における犯罪捜査に関する事 7. 銃器の取締りに関する事 8. 被災地における外国人対策並びに指定通訳員の派遣及び運用に関する事
	交通班 (交通企画課長)	1. 交通部隊の編成及び運用に関する事 2. 道路交通状況の実態把握に関する事 3. 交通規制に関する事 4. 交通情報の収集及び提供に関する事 5. 緊急通行車両等の確認に関する事 6. 緊急交通路の確保に関する事 7. 運転免許事務に関する事 8. 運転免許試験に関する事
	通信班 (機動通信課長)	1. 通信部隊の編成及び運用に関する事 2. 警察通信の運用に関する事 3. 警察通信施設の被害状況の把握及び復旧に関する事 4. 警察通信機器の受援に関する事 5. 非常無線通信及び他機関通信の使用等に関する事 6. 機動警察通信隊の運用に関する事 7. 特別機動通信隊の運用に関する事
幕 僚 (首席監察官、警察学校長、各参事官)		1. 警備本部長の特命事項に関する事

3 設置の基準

知事は、次のいずれかに該当する場合で、必要と認めたときに災害対策本部を設置する。

- (1) 県内に気象業務法に基づく暴風、大雨または洪水その他の警報、または暴風または大雨その他にかかる特別警報が発表されたとき。
- (2) 県内に大規模な火災、爆発等が発生し、又は発生する恐れが生じた場合において、本部を設置してその対策を必要とするとき。
- (3) 県内に自然災害（大雨、暴風、土砂災害等）や大規模な火災、爆発等の発生による人的被害（死者、行方不明者等）または甚大な住家被害（複数の全半壊等）が発生したとき。
- (4) その他、県外に災害が発生した場合などにおいて、本県に影響が及ぶ恐れがあるとき。

4 動員の区分

動員区分	A動員	B動員	C動員
動員基準	水害・土砂災害等の場合、災害の規模に応じて動員規模を決定 (地震の場合は震度階級に応じて決定)		
動員規模	全職員の約 1/5 約 1,600 人体制 +警察部約 2,700 人 総計約 4,300 人体制	全職員の約 1/3 約 2,700 人体制 +警察部約 2,700 人 総計約 5,400 人体制	全職員 約 8,100 人体制 +警察部約 2,700 人 総計約 10,800 人体制

5 解散の基準

- (1) 災害対策を一応終了したとき
- (2) 災害発生の恐れがなくなり解散を適当と認めたとき

6 現地災害対策本部

(1) 設置の基準

災害対策本部長は、被災現地における災害応急対策を推進するうえで必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

(2) 現地災害対策本部長の指名

現地災害対策本部長は、災害対策本部長が災害対策副本部長、災害対策本部員及びその他の職員の中から指名する。

(3) 所掌事務

現地災害対策本部は、災害対策本部の次の事務の一部を掌理する。

- ① 被害状況、復旧状況の情報分析
- ② 市町村、関係機関との連絡調整
- ③ 現場活動の役割分担・調整
- ④ 本部長の指示による応急対策の推進
- ⑤ その他緊急を要する応急対策の推進

(4) 設置場所

現地災害対策本部は、災害現地に近い県有施設又は市町村庁舎等の中から現地災害対策本部長が選定し設置する。

7 防災関係機関等との連携

災害対策本部は、市町村、指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関その他の防災関係機関と相互に密接な連携を図りつつ、適切な災害応急対策の実施に努める。また、国の現地対策本部が設置された場合にも同様とする。

8 民間事業所との連携

民間事業所に「防災情報サポート事業所」として気象情報や被害情報を提供いただき、より充実した情報収集体制を構築する。

9 市町村への連絡員の派遣（災害時緊急連絡員）

県は、平常時から「災害時緊急連絡員」を編成し、原則として、県が災害対策本部を設置した場合には、災害時緊急連絡員に登録されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村に派遣する。

(1) 連絡員は、大規模災害発生により県に災害対策本部が設置されたとき又は知事が必要と認めたときには、原則として、速やかに県庁防災統括室に参集する。

(2) 連絡員は、原則として、連続7日間を上限として、被災市町村役場において活動するものとする。

(3) 連絡員は、次に掲げる任務に従事する。

① 被災市町村における被害情報、避難情報、被災者等のニーズに関する情報等の収集及び県への伝達

② 被災市町村との連絡調整

10 災害警戒本部の設置（災害対策本部設置の前段階として）

台風接近による大雨警報発令時など（本節第3 水害・土砂災害等警戒体制、1 配備の基準（2））に、災害対策本部の前段階となる災害警戒本部を設置する。

(1) 組織

災害警戒本部に本部長を置く。原則として本部長は危機管理監をもって充てる。

本部員は、災害の程度等に応じ、危機管理監の他、本部長が指定する者（原則として部次長等）とする。

本部が設置されたときは、本部事務局を防災統括室に設ける。

(2) 本部会議

災害に対する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議を置く。

本部会議は、危機管理監、その他本部員をもって構成する。

(3) 各部連絡員及び連絡事項

各部に連絡員（原則として各部主管課室の主幹・補佐級職員1名）を置き、本部会議の決定事項について各部及び各班の連絡調整を図り、災害警戒対策実施の円滑な処理に当たる。

第5 市町村の活動体制

市町村は、当該市町村の区域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において第一次的に災害応急対策を実施する機関であるため、法令、奈良県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県、指定地方行政機関、区域内の公共的団体及び住民、自主防災組織等の協力を得て、災害応急対策の実施に努める。

また、市町村災害対策本部の組織体制を確立するため、本部職員、消防職員及び消防団員の動員体制並びに災害対策本部の設置、動員及び解散についての伝達方法等をあらかじめ具体的に定める。

第6 指定地方行政機関等の活動体制

県の区域内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、県の地域に災害が発生し、または発生する恐れがある場合においては、法令、防災業務計画等の定めるところにより、その所掌事務にかかる災害応急対策を速やかに実施する。

また、災害応急対策に従事する職員の動員配備及びサービスの基準等をあらかじめ定める。

第6節 災害情報の収集・伝達計画

(防災統括室、県土マネジメント部、奈良地方気象台)

県、市町村、各防災関係機関は、災害情報（被害状況、避難状況等）の迅速・的確な把握に努める。市町村等（消防本部等含む）は把握した情報を速やかに県に報告し、各防災関係機関は、県から求めがあれば速やかに自らの把握している災害情報を報告する。県は、市町村、各防災関係機関が把握する災害情報の早期の収集、迅速・的確な把握に努め、必要に応じて国や他機関に報告し、適切な連携を図る。

第1 気象情報の伝達

1 情報の種類

(1) 気象予警報等

奈良地方気象台が発表する気象、地象及び洪水に関する注意報、警報、情報（以下「気象予警報等」という。）の種類及び発表基準は次のとおりである。

- ① 大雨注意報（大雨による災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される）

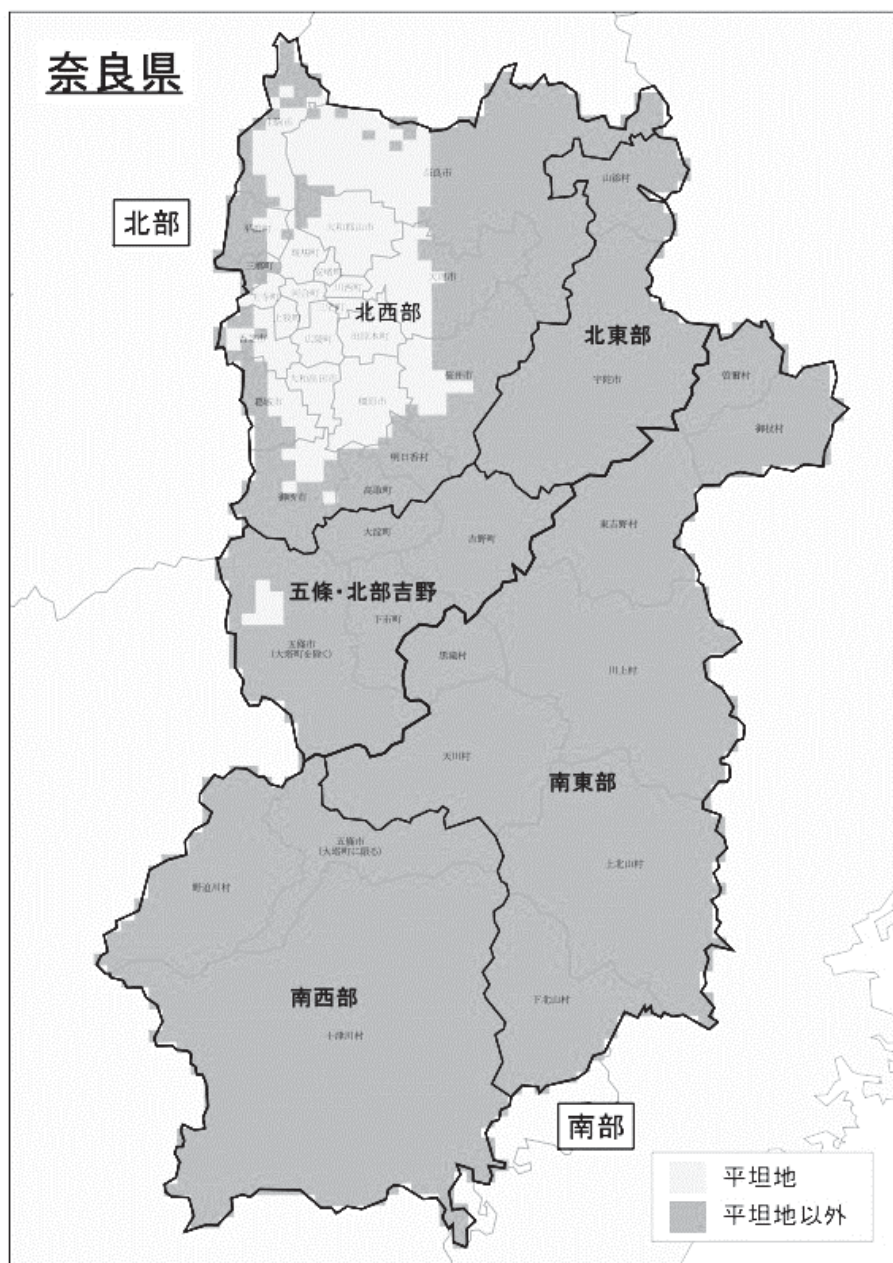
市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
北西部	奈良市	平場地：R1=30 平場地以外：R1=50	88
	大和高田市	R1=25	92
	大和郡山市	平場地：R1=30 平場地以外：R1=40	97
	天理市	平場地：R3=60 平場地以外：R1=50	92
	橿原市	R1=30	92
	桜井市	平場地：R1=30 平場地以外：R1=50	95
	御所市	R1=40	92
	生駒市	平場地：R1=40 平場地以外：R1=50	99
	香芝市	平場地：R1=30 平場地以外：R1=40	97
	葛城市	R1=40	101
	平群町	R1=40	112
	三郷町	R1=30	97
	斑鳩町	R1=30	103
	安堵町	R1=30	97
	川西町	R1=40	108
	三宅町	R1=40	108
	田原本町	R1=40	92
	高取町	R1=40	96
	明日香村	R1=40	95
	上牧町	R1=30	103
	王寺町	R1=30	97
	広陵町	R1=30	92
	河合町	R1=30	103
北東部	宇陀市	R3=60	89
	山添村	R1=40	89
五條・北部吉野	五條市北部	平場地：R3=60 平場地以外：R3=70	81
	吉野町	R1=40	94
	大淀町	R1=40	81
	下市町	R1=40	88
南東部	曾根村	R1=50	129
	御杖村	R1=30	163
	黒滝村	R1=40	156
	天川村	R1=50	132
	下北山村	R1=50	204
	上北山村	R1=50	204
	川上村	R1=50	115
	東吉野村	R1=50	112
南西部	五條市南部	R1=50	130
	野添川村	R1=50	115
	十津川村	R1=50	144

R1：1時間雨量

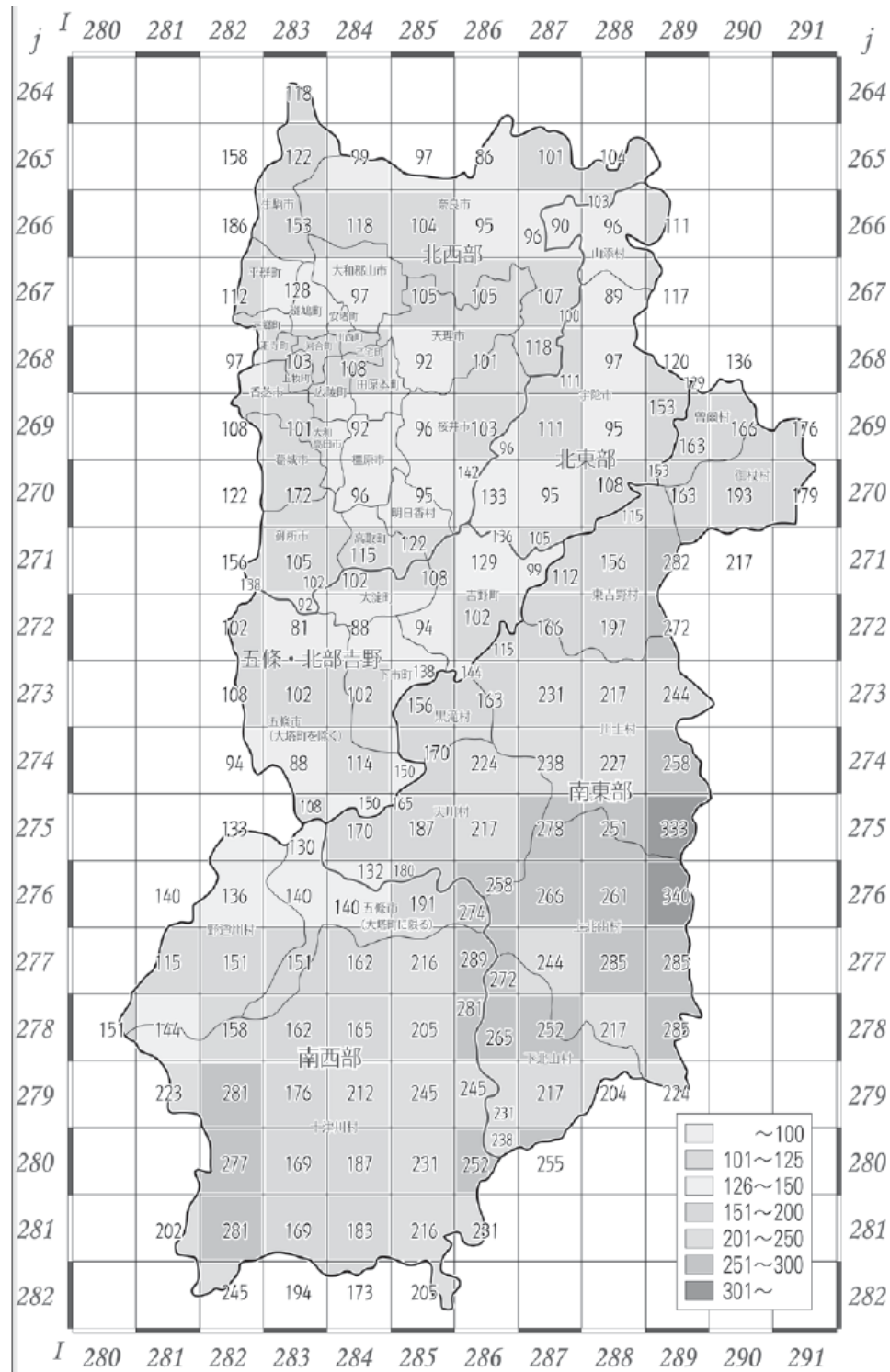
雨量基準の単位：mm

(注) 平坦地と平坦地以外は、傾斜と都市化率をもとに区分している。

(注) ・発表基準値は奈良県で発生した災害と、気象条件との関係を調査して定めたものである。
・大雨及び洪水警報・注意報の発表については細分区域内の市町村ごとの発表基準を用いて判断する。



大雨注意報基準（土砂災害）
[5 km 格子毎の土壌雨量指数]



(注) 土壌雨量指数は、土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壤中に溜まっている状態を示す指数であり、土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）・注意報の発表基準に使用している。

② 洪水注意報（大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する）

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
北西部	奈良市	平地地: R1=30 平地地以外: R1=50	佐保川流域=8, 秋篠川流域=8, 富雄川流域=11, 岩井川流域=5	—	—
	大和葛田市	R1=25	曾我川流域=13, 葛城川流域=10, 高田川流域=6, 葛下川流域=6	—	—
	大和郡山市	平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	佐保川流域=8, 富雄川流域=12, 秋篠川流域=8, 高瀬川流域=6	—	大和川上流〔坂東〕
	大堰市	平地地: R1=60 平地地以外: R1=50	南川流域=6, 高瀬川流域=6, 寺川流域=6, 大和川流域=15, 布目川流域=5	—	—
	橿原市	R1=30	飛鳥川流域=6, 寺川流域=8, 葛城川流域=9, 曾我川流域=9	—	—
	桜井市	平地地: R1=30 平地地以外: R1=50	大和川流域=14, 寺川流域=8	—	—
	御所市	R1=40	葛城川流域=8, 曾我川流域=10	—	—
	生駒市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=50	竜田川流域=7, 富雄川流域=6	—	—
	香芝市	平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	葛下川流域=6	—	—
	葛城市	R1=40	葛城川流域=6	—	—
	平群町	R1=40	竜田川流域=9	—	—
	三郷町	R1=30	—	—	大和川上流〔坂東〕
	斑鳩町	R1=30	竜田川流域=14, 富雄川流域=11	—	大和川上流〔坂東〕
	安堵町	R1=30	富雄川流域=15	—	大和川上流〔坂東〕
	川西町	R1=40	曾我川流域=13, 飛鳥川流域=7, 寺川流域=6	—	大和川上流〔坂東〕
	三宅町	R1=40	曾我川流域=12, 飛鳥川流域=7, 寺川流域=6	—	—
	田原本町	R1=40	寺川流域=7, 飛鳥川流域=6, 大和川流域=11, 曾我川流域=9	—	—
	高取町	R1=40	曾我川流域=8	—	—
	明日香村	R1=40	飛鳥川流域=5	—	—
	上牧町	R1=30	葛下川流域=9	R1=20 かつ 葛下川流域=8	—
	玉寺町	R1=30	葛下川流域=9	—	大和川上流〔坂東〕
	広陵町	R1=30	葛城川流域=8, 曾我川流域=13, 高田川流域=7	—	—
	河合町	R1=30	曾我川流域=9, 高田川流域=9, 葛下川流域=9	—	大和川上流〔坂東〕
北東部	宇陀市	R1=60	宇陀川流域=11, 芳野川流域=4	—	名張川〔名張〕
	山添村	R1=40	布目川流域=6	—	名張川〔名張〕
五條・北郡吉野	五條市北部	平地地: R1=60 平地地以外: R1=70	丹生川流域=18, 宗川流域=13	—	紀の川〔五條〕
	吉野町	R1=40	吉野川流域=29, 高見川流域=19, 津風呂川流域=7	—	—
	大深町	R1=40	吉野川流域=26	—	—
	下市町	R1=40	吉野川流域=33, 丹生川流域=14	—	—
南東部	曾爾村	R1=50	曾蓮寺川流域=13	—	—
	御杖村	R1=50	名張川流域=15, 曾蓮寺川流域=15	—	—
	黒滝村	R1=40	丹生川流域=11	—	—
	天川村	R1=50	熊野川流域=17	—	—
	下北山村	R1=50	北山川流域=44	—	—
	上北山村	R1=50	北山川流域=21	—	—
	川上村	R1=50	吉野川流域=26	—	—
	東吉野村	R1=50	高見川流域=20	—	—
南西部	五條市南部	R1=50	熊野川流域=26, 川原樋川流域=16	—	—
	野迫川村	R1=50	川原樋川流域=16	—	—
	十津川村	R1=50	熊野川流域=47, 北山川流域=48, 芦瀬川流域=15, 舟ノ川流域=12	—	—

（注）流域雨量指数は、河川流域の降雨をもとに、洪水の危険度を評価するための指標である。

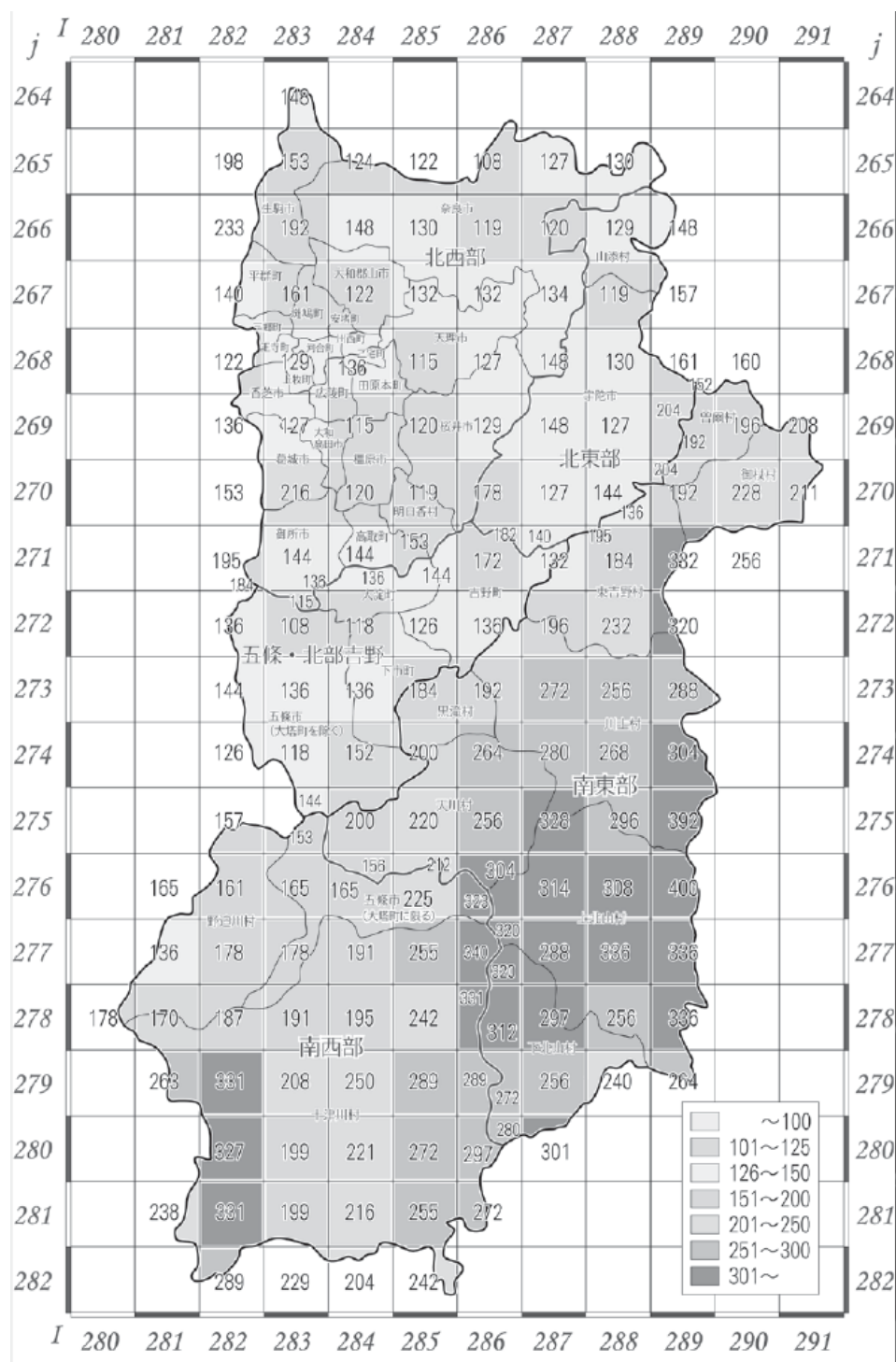
R1：1 時間雨量 単位：mm

③ 大雨警報（大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される）

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
北西部	奈良市	平地地：R1=60 平地地以外：R1=90	108
	大和高田市	R1=40	115
	大和郡山市	平地地：R1=45 平地地以外：R1=70	122
	天理市	平地地：R3=90 平地地以外：R1=70	115
	橿原市	R1=60	115
	桜井市	平地地：R1=60 平地地以外：R1=90	119
	御所市	R1=60	115
	生駒市	平地地：R1=60 平地地以外：R1=80	124
	香芝市	平地地：R1=50 平地地以外：R1=60	122
	葛城市	R1=60	127
	平群町	R1=60	140
	三郷町	R1=50	122
	斑鳩町	R1=50	129
	安堵町	R1=60	122
	川西町	R1=60	136
	三宅町	R1=60	136
	田原本町	R1=60	115
	高取町	R1=60	120
	明日香村	R1=60	119
	上牧町	R1=50	129
	王寺町	R1=50	122
	広陵町	R1=60	115
	河合町	R1=50	129
北東部	宇陀市	R3=90	119
	山添村	R1=60	119
五條・北部吉野	五條市北部	平地地：R3=90 平地地以外：R3=100	108
	吉野町	R1=60	126
	大淀町	R1=60	108
	下市町	R1=60	118
南東部	曾爾村	R1=70	152
	御杖村	R1=70	192
	黒滝村	R1=70	184
	天川村	R1=70	156
	下北山村	R1=70	240
	上北山村	R1=70	240
	川上村	R1=70	136
	東吉野村	R1=70	132
南西部	五條市南部	R1=80	153
	野迫川村	R1=70	136
	十津川村	R1=70	170

R1：1時間雨量 雨量基準の単位：mm

大雨警報基準（土砂災害）
[5 km 格子毎の土壌雨量指数]



④ 洪水警報（大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される）

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
北西部	奈良市	平地地:R1=60 平地地以外:R1=90	佐保川流域=11、秋篠川流域=10、 富雄川流域=14、岩井川流域=7	—	—
	大和高田市	R1=40	曾我川流域=16、葛城川流域=12、 高田川流域=7、葛下川流域=10	—	—
	大和郡山市	平地地:R1=45 平地地以外:R1=70	佐保川流域=17、富雄川流域=15、 秋篠川流域=10、高瀬川流域=7	—	大和川上流[板東]
	天理市	平地地:R3=90 平地地以外:R1=70	布留川流域=7、高瀬川流域=7、 寺川流域=10、大和川流域=19、 布目川流域=8	—	大和川上流[板東]
	橿原市	R1=60	飛鳥川流域=8、寺川流域=10、 葛城川流域=11、曾我川流域=11	—	—
	桜井市	平地地:R1=60 平地地以外:R1=90	大和川流域=17、寺川流域=8	—	—
	御所市	R1=60	葛城川流域=10、曾我川流域=13	—	—
	生駒市	平地地:R1=60 平地地以外:R1=80	竜田川流域=12、富雄川流域=8	—	—
	香芝市	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	葛下川流域=11	平地地:R1=30 かつ 葛下川流域=8	—
	葛城市	R1=60	葛城川流域=11	—	—
	平群町	R1=60	竜田川流域=18	—	—
	三郷町	R1=50	—	—	大和川上流[板東]
	斑鳩町	R1=50	竜田川流域=18、富雄川流域=19	—	大和川上流[板東]
	安堵町	R1=60	富雄川流域=19	—	大和川上流[板東]
	川西町	R1=60	曾我川流域=16、飛鳥川流域=9、 寺川流域=10	—	大和川上流[板東]
	三宅町	R1=60	曾我川流域=16、飛鳥川流域=9、 寺川流域=10	—	大和川上流[板東]
	田原本町	R1=60	寺川流域=9、飛鳥川流域=8、 大和川流域=19、曾我川流域=11	—	—
	高取町	R1=60	曾我川流域=14	—	—
	明日香村	R1=60	飛鳥川流域=8	R1=50 かつ 飛鳥川流域=5	—
	上牧町	R1=50	葛下川流域=11	R1=30 かつ 葛下川流域=8	—
	王寺町	R1=50	葛下川流域=11	—	大和川上流[板東]
	広陵町	R1=60	葛城川流域=12、曾我川流域=16、 高田川流域=11	—	大和川上流[板東]
	河合町	R1=50	曾我川流域=16、高田川流域=11、 葛下川流域=11	—	大和川上流[板東]
北東部	宇陀市	R3=90	宇陀川流域=14、芳野川流域=7	—	名張川[名張]
	山添村	R1=60	布目川流域=8	—	名張川[名張]
五條・北部吉野	五條市北部	平地地:R3=90 平地地以外:R3=100	丹生川流域=22、衆川流域=16	—	紀の川[五條]
	吉野町	R1=60	吉野川流域=49、萬見川流域=24、 津風呂川流域=10	—	—
	大淀町	R1=60	吉野川流域=32	—	—
	下市町	R1=60	吉野川流域=50、丹生川流域=18	—	—
	曾爾村	R1=70	青蓮寺川流域=23	—	—
南東部	御杖村	R1=70	名張川流域=23、青蓮寺川流域=19	—	—
	黒滝村	R1=70	丹生川流域=17	—	—
	天川村	R1=70	熊野川流域=33	—	—
	下北山村	R1=70	北山川流域=55	—	—
	上北山村	R1=70	北山川流域=38	—	—
	川上村	R1=70	吉野川流域=44	—	—
	東吉野村	R1=70	萬見川流域=25	—	—
	五條市南部	R1=80	熊野川流域=33、川原樋川流域=20	—	—
	野迫川村	R1=70	川原樋川流域=20	—	—
南西部	十津川村	R1=70	熊野川流域=59、北山川流域=61、 芦道瀬川流域=19、舟ノ川流域=15	—	—

R1：1 時間雨量 雨量基準の単位：mm

⑤ その他警報・注意報

警報・注意報発表基準一覧表

発表官署		奈良地方気象台			
府県予報区		奈良県			
一次細分区域		北部		南部	
市町村等をまとめた地域		北西部	北東部	五條・北部吉野	南東部 南西部
警報	暴風(平均風速)	20m/s			
	暴風雪(平均風速)	20m/s 雪を伴う			
	大雪	平地 24時間降雪の深さ20cm 山地 24時間降雪の深さ30cm	24時間降雪の深さ30cm	平地 24時間降雪の深さ20cm 山地 24時間降雪の深さ30cm	24時間降雪の深さ40cm
注意報	強風(平均風速)	12m/s			
	風雪(平均風速)	12m/s 雪を伴う			
	大雪	平地 24時間降雪の深さ5cm 山地 24時間降雪の深さ10cm	24時間降雪の深さ10cm	平地 24時間降雪の深さ5cm 山地 24時間降雪の深さ10cm	24時間降雪の深さ20cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	濃霧(視程)	100m			
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%			
	なだれ	積雪の深さが50cm以上あり最高気温10℃以上又はかなりの降雨（気温は奈良地方気象台の値）			
	低温	最低気温－5℃以下（気温は奈良地方気象台の値）			
	霜	4月以降の晩霜			
	着雪	24時間降雪の深さ： 平地20cm 以上 気温： -2℃～2℃			
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)		100mm			
土砂災害警戒情報		大雨により土砂災害の危険度が高まったと判断される場合（詳細は下記※参照）			
竜巻注意情報		発達した積乱雲の付近で、竜巻等局地的な突風が発生すると判断される場合			

※土砂災害警戒情報について

土砂災害警戒情報とは、土砂災害による被害の防止、軽減のため、大雨によって土砂災害発生のおそれが高まったときに、市町村長が、避難勧告等を発令する際の判断や、住民の自主避難の参考となるよう、奈良県と奈良地方気象台が連携して発表する防災情報である。

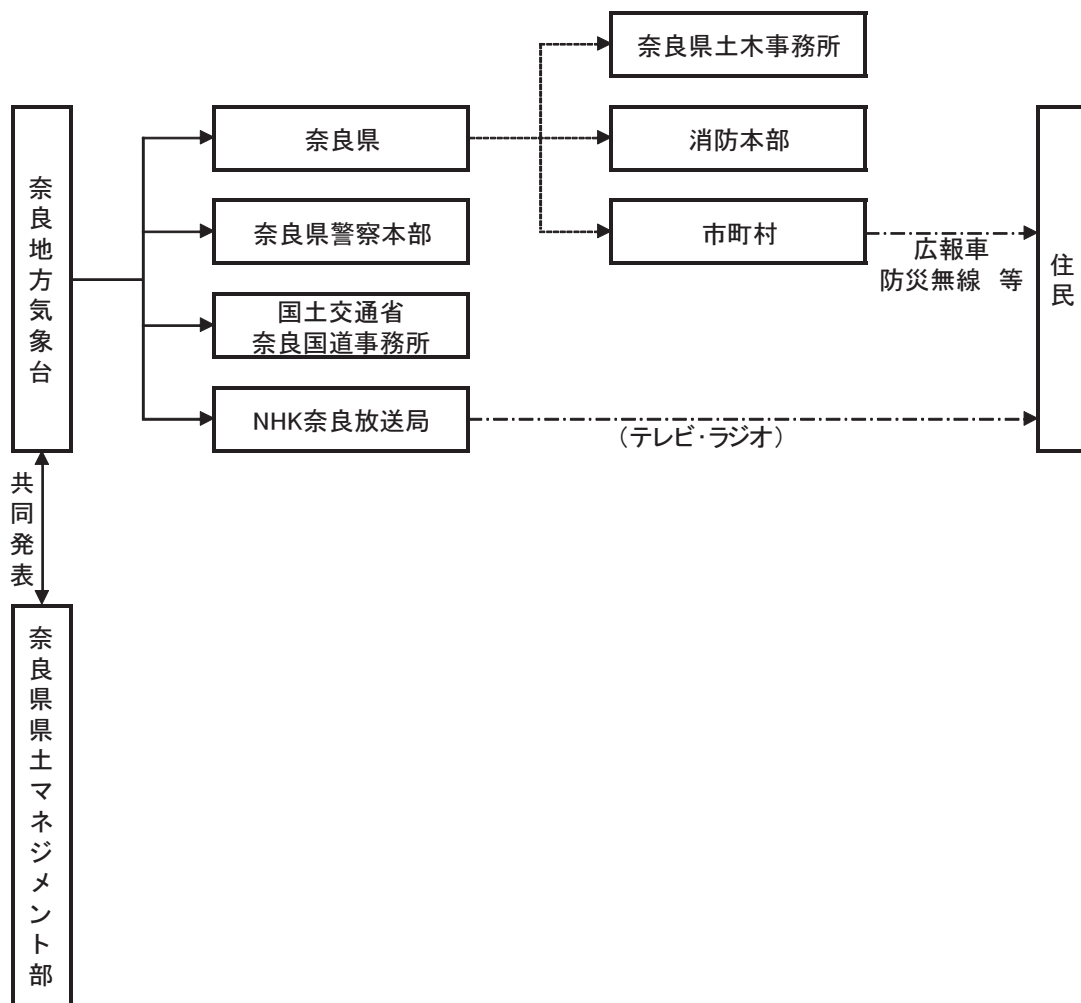
○発表対象地域

発表は市町村を最小単位として、県内すべての市町村を対象としている。なお、五條市は、五條市北部（大塔町以外）と五條市南部（大塔町のみ）に分割して発表している。

○利用上の留意点

発表対象とする土砂災害は、土石流及び集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、地すべりなどについては発表対象としていない。そのため、防災活動にあたっては、周辺の溪流・斜面の状況なども合わせて、総合的に判断する必要がある。

○土砂災害警戒情報の伝達体制



○土砂災害警戒情報の暫定基準での運用

暫定基準は、次の事象が発生した場合、奈良県県土マネジメント部と奈良地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を決定し、奈良県県土マネジメント部は、奈良県総務部に直ちにその内容を通知する。

- ・県内で震度5強以上の地震を観測した場合
 - ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される林野火災、風倒木等）が発生した場合
- 詳細については、「奈良県土砂災害警戒情報に関する実施要領」による。

紀伊半島大水害により発生した大規模な土砂被害を考慮し、土砂災害が発生しやすくなっていた市村においては、溪流や斜面に残った崩壊残土の流出等、わずかな降雨による土砂災害が発生しやすくなっていることから、土砂災害警戒情報の発表基準を通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用した（暫定基準の運用期間：平成23年9月8日～平成24年11月27日）。

⑥ 特別警報（警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表）

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注）発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

（2）火災気象通報及び火災警報

① 火災気象通報

奈良地方気象台は、消防法第22条第1項の定めにより気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を「火災気象通報」として直ちに県に対して通報する。

県は、消防法第22条第2項の定めにより「火災気象通報」を受けたときは直ちに市町村に通報する。

「火災気象通報」の基準は、実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下となり最大風速7m/s以上の風が吹く見込みのときである。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

② 火災警報

市町村は、県から「火災気象通報」を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、消防法22条第3項の定めにより「火災警報」を発することができる。

「火災警報」が発せられたときは、その市町村の区域にある者は当該市町村の条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

市町村は、「火災警報」を発しまたは解除したときは、広報車・消防車等による呼びかけ等市町村地域防災計画に定めるところにより、住民及び区域内の事業所等に通知するとともに、県に通報する。

（3）水防警報及び避難判断水位（特別警戒水位）到達情報

「水防警報」とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣または知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき警告を発するものである。

また、「避難判断水位（特別警戒水位）到達情報」とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣または知事が指定する河川について、市町村長の避難勧告等の発令判断の目安及び住民の避難判断の参考となる水位（避難判断水位（特別警戒水位））に達したときに、その旨を通知するものである。

これらの措置については県水防計画で定める。（「第3章第30節 水防活動計画」参照）

2 気象予警報等の対象区域

奈良地方気象台が発表する気象予警報等の対象区域は奈良県全域である。注意報及び警報、土砂災害警戒情報等は、市町村単位で発表する。

火災気象通報、竜巻注意情報は、全県に発表する。

3 気象観測所及び雨量観測所

(1) 地域気象観測所及び地域雨量観測所 (奈良地方気象台)

H26. 1. 1 現在

流域 河川名	観測所名	所在地	観測内容					備考
			気温	日照	風	雨	雪	
佐保川	奈良	奈良市半田開町7 (奈良地方気象台)	○	○	○	○	○	地域気象観測所 (気象官署)
宇陀川	大宇陀	宇陀市大宇陀下竹	○	○	○	○		地域気象観測所
布目川	針	奈良市都祁友田町	○	○	○	○		地域気象観測所
吉野川 (紀の川)	五條	五條市三在町	○	○	○	○		地域気象観測所
北山川	上北山	吉野郡上北山村小椽	○	○	○	○		地域気象観測所
十津川 (熊野川)	風屋	吉野郡十津川村風屋	○	○	○	○		地域気象観測所
青蓮寺川	曾爾	宇陀郡曾爾村太良路				○		地域雨量観測所
寺川	田原本	磯城郡田原本町				○		地域雨量観測所
吉野川 (紀の川)	吉野	吉野郡吉野町宮滝				○		地域雨量観測所
太田川	葛城	葛城市寺口				○		地域雨量観測所
十津川 (熊野川)	玉置山	吉野郡十津川村玉置山				○		地域雨量観測所
洞川 (熊野川)	天川	吉野郡天川村洞川				○		地域雨量観測所

(2) 雨量観測所 (河川課)

① 奈良県

H 2 6 . 1 . 1 現在

流域 河川名	観測 所名	所 在 地 所 (設 置 場 所)	種別	管轄土木 事 務 所	観 測 者	電 話 番 号
佐 保 川	奈 良	奈良市南紀寺町 (奈良土木事務所)	自記 テレメータ	奈 良	奈良土木 事務所長	0742(23)8011
秋 篠 川	秋 篠	奈良市秋篠町 (県営競輪場)	自記 テレメータ	奈 良	奈良土木 事務所長	0742(23)8011
打 滝 川	柳 生	奈良市柳生町 (市立柳生公民館)	自記 テレメータ	奈 良	奈良土木 事務所長	0742(23)8011
布 目 川	都 祁	奈良市針町 (都祁行政センター)	自記 テレメータ	奈 良	奈良土木 事務所長	0742(23)8011
岩 井 川	八条高 架橋	奈良市杏町 (八条高架橋)	自記 テレメータ	奈 良	奈良土木 事務所長	0743(63)2505
岩 井 川	八条高 架橋	奈良市杏町 (八条高架橋)	自記 テレメータ	奈 良	奈良土木 事務所長	0743(63)2505
布 留 川	天 理	天理市長滝町 (天理ダム管理センター)	自記 テレメータ	奈 良	奈良土木 事務所長	0743(63)2505
高 瀬 川	米 谷	天理市福住町 (米谷観測所)	自記 テレメータ	奈 良	奈良土木 事務所長	0743(65)1655
檜 川	白 川	天理市和爾町 (白川ダム管理センター)	自記 テレメータ	奈 良	奈良土木 事務所長	0743(65)1655
秋 篠 川	郡 山	大和郡山市北郡山町 (郡山土木事務所)	自記 テレメータ	郡 山	郡山土木 事務所長	0743(52)1101
竜 田 川	生 駒	生駒市山崎町 (生駒市消防本部)	自記 テレメータ	郡 山	郡山土木 事務所長	0743(52)1101
富 雄 川	高 山	生駒市高山町 (生駒消防署北出張所)	自記 テレメータ	郡 山	郡山土木 事務所長	0743(52)1101
高 田 川	高 田	大和高田市東中 (高田土木事務所)	自記 テレメータ	高 田	高田土木 事務所長	0745(52)6144
葛 城 川	葛城山	御所市櫛羅町 (国民宿舎葛城高原ロッジ)	自記 テレメータ	高 田	高田土木 事務所長	0745(52)6144
葛 下 川	香 芝	香芝市本町 (香芝市消防本部)	自記 テレメータ	高 田	高田土木 事務所長	0745(52)6144
大 和 川	桜 井	桜井市上之庄 (桜井土木事務所)	自記 テレメータ	桜 井	桜井土木 事務所長	0744(42)9191

① 奈良県（つづき）

流域 河川名	観測 所名	所 在 地 （設置場所）	種別	管轄土木 事務所	観測者	電話番号
寺川	多武峰	桜井市多武峰 （多武峰第1駐車場）	自記 テレメータ	桜井	桜井土木 事務所長	0744(42)9191
大和川	笠	桜井市笠 （JAならけん）	自記 テレメータ	桜井	桜井土木 事務所長	0744(42)9191
大和川	初瀬	桜井市初瀬 （初瀬ダム管理センター）	自記 テレメータ	桜井	桜井土木事 務所長	0744(47)8540
高取川	高取	高市郡高取町観覚寺 （高取町役場）	自記 テレメータ	桜井	桜井土木 事務所長	0744(42)9191
宇陀川	宇陀	宇陀市大宇陀区迫間90番地 の1（宇陀土木事務所）	自記 テレメータ	宇陀	宇陀土木 事務所長	0745(83)0431
菅野川	御杖	宇陀郡御杖村菅野 （御杖村役場）	自記 テレメータ	宇陀	宇陀土木 事務所長	0745(83)0431
吉野川 （紀の川）	上市	吉野郡吉野町上市 （吉野土木事務所）	自記 テレメータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
吉野川 （紀の川）	迫	吉野郡川上村迫 （川上村役場）	自記 テレメータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
吉野川 （紀の川）	大台	吉野郡上北山村西原 （大台中継所）	自記 テレメータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
北山川	河合	吉野郡上北山村河合 （吉野土木事務所工務第三課）	自記 テレメータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
西の川	寺垣内	吉野郡下北山村寺垣内 （下北山村役場）	自記 テレメータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
天川 （熊野川）	天川	吉野郡天川村沢谷 （吉野土木事務所天川駐在所）	自記 テレメータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
吉野川 （紀の川）	五條	五條市今井 （五條土木事務所）	自記 テレメータ	五條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
丹生川	西吉野	五條市西吉野町城戸 （五條市役所 西吉野支所）	自記 テレメータ	五條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
布留川	仁興	天理市仁興 （仁興観測所）	自記 テレメータ	奈良	奈良土木事 務所長	0743(63)2505
大和川	小夫	桜井市小夫 （小夫観測所）	自記 テレメータ	桜井	桜井土木事 務所長	0744(47)8540

① 奈良県（つづき）

流域 河川名	観測 所名	所 在 地 （ 設 置 場 所 ）	種別	管轄土木 事 務 所	観 測 者	電 話 番 号
天 川 (熊野川)	大 塔	五條市大塔町辻堂 (大塔村役場)	自記 テレメータ	五 條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
十 津 川 (熊野川)	上野地	吉野郡十津川村上野地 (五條土木事務所工務二課)	自記 テレメータ	五 條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
十 津 川 (熊野川)	平 谷	吉野郡十津川村平谷 (奈良交通十津川温泉バス停)	自記 テレメータ	五 條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
池 津 川	野迫川	吉野郡野迫川村北股 (野迫川村役場)	自記 テレメータ	五 條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
青蓮寺川	曾 爾	宇陀郡曾爾村大字今井 (曾爾村役場)	自記 テレメータ	宇 陀	宇陀土木 事務所長	0745(83)0431
高 見 山	東吉野	吉野郡東吉野村大字小川 (東吉野村役場)	自記 テレメータ	宇 陀	宇陀土木 事務所長	0745(83)0431

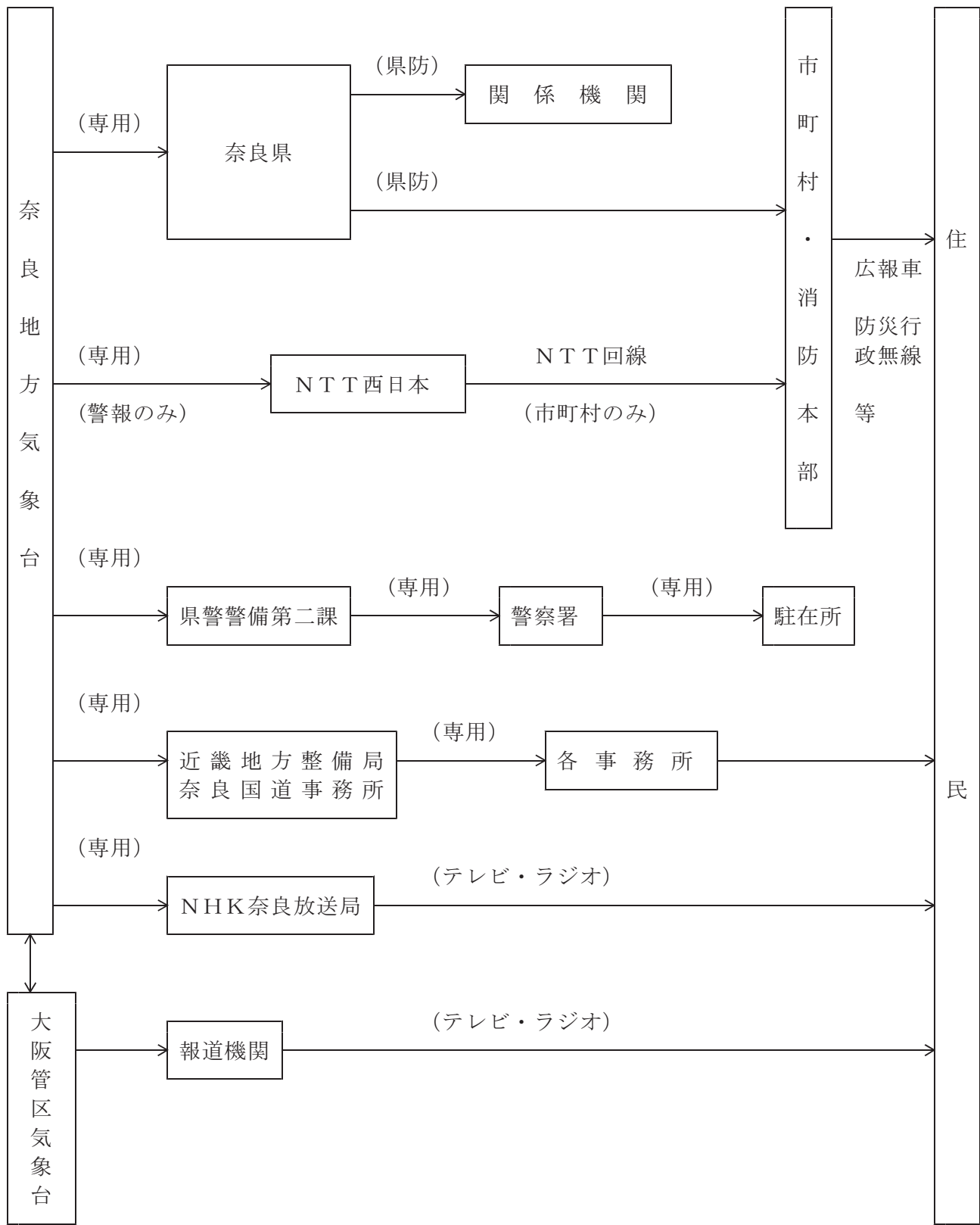
流域河川名	観測所名	所 在 地	種 別	観 測 所 属
天川(熊野川)	虻 峠	吉野郡天川村虻峠	自記テレメータ	紀の川ダム統合管理事務所
天川(熊野川)	九 尾	吉野郡天川村九尾	自記テレメータ	紀の川ダム統合管理事務所
天川(熊野川)	川 迫	吉野郡天川村北角	自記テレメータ	紀の川ダム統合管理事務所
天川(熊野川)	天 辻	五條市大塔町阪本	自記テレメータ	紀の川ダム統合管理事務所
中原川	柞 原	吉野郡野迫川村柞原	自記テレメータ	紀の川ダム統合管理事務所
天川(熊野川)	猿 谷	五條市大塔町辻堂	自記テレメータ	紀の川ダム統合管理事務所
吉野川(紀の川)	入之波	吉野郡川上村入之波	自記テレメータ	紀の川ダム統合管理事務所
吉野川(紀の川)	柏 木	吉野郡川上村北和田 5 8 2	自記テレメータ	紀の川ダム統合管理事務所
中奥川(紀の川)	中 奥	吉野郡川上村中奥	自記テレメータ	紀の川ダム統合管理事務所
大和丹生川	夜 中	五條市西吉野町夜中	自記テレメータ	和歌山河川国道事務所
吉野川(紀の川)	大台ヶ原	吉野郡上北山村小椋大台山660-4	自記テレメータ	紀の川ダム統合管理事務所
吉野川(紀の川)	武 木	吉野郡川上村武木	自記テレメータ	紀の川ダム統合管理事務所
吉野川(紀の川)	妹 背	吉野郡吉野町河原屋	自記テレメータ	紀の川ダム統合管理事務所
高見川(紀の川)	高 見	東吉野村小栗栖534	自記テレメータ (ロガー)	紀の川ダム統合管理事務所
吉野川(紀の川)	大 滝	川上村字大滝1051	自記テレメータ	紀の川ダム統合管理事務所
大和川(初瀬川)	初 瀬	桜井市岩坂 2 3 2 - 2	自記テレメータ	大和川河川事務所
布留川	天 理	天理市石上町777天理北中学校	自記テレメータ	大和川河川事務所
寺 川	八 木	橿原市新賀町 3 3 八木中学校	自記テレメータ	大和川河川事務所
葛城川	葛 城	御所市室 3 0 の 1	自記テレメータ	大和川河川事務所
竜田川	生 駒	生駒市門前町 9 - 2 0	自記テレメータ	大和川河川事務所
	檜 木	大和郡山市矢田町矢田山国有林	自記テレメータ	大和川河川事務所
大和川	王 寺	北葛城郡王寺町久度 1 丁目	自記テレメータ	大和川河川事務所
佐保川	川 上	奈良市川上町向山内石ヶ峰758-2	自記テレメータ	大和川河川事務所
葛下川	当 麻	葛城市長尾 1 4	自記テレメータ	大和川河川事務所
岡崎川	北窪田	生駒郡安堵町窪田 5 0	自記テレメータ(ロガー)	大和川河川事務所
布目川	針ヶ別所	奈良市針ヶ別所町字ハカノツリ96-3	普通自記テレメータ	木津川上流河川事務所
青蓮寺川	土屋原	宇陀郡御杖村土屋原	自記テレメータ	木津川上流河川事務所
名張川	神 末	宇陀郡御杖村神末	自記テレメータ	木津川上流河川事務所

② 国土交通省（つづき）

流域河川名	観測所名	所在地	種別	観測所属
青蓮寺川	山 粕	宇陀郡曽爾村山粕	自記テレメータ	木津川上流河川事務所
青蓮寺川	太良路	宇陀郡曽爾村太良路	自記テレメータ	木津川上流河川事務所
宇陀川	香酔山	奈良市都祁吐山	自記テレメータ	木津川上流河川事務所
宇陀川	榛 原	宇陀市榛原区下井足宇陀川河川敷	自記テレメータ	木津川上流河川事務所
宇陀川	高 井	宇陀市榛原区高井	自記テレメータ	木津川上流河川事務所
宇陀川	岩 端	宇陀市菟田野区岩端143	自記テレメータ	木津川上流河川事務所
宇陀川	龍 口	宇陀市室生区西谷	自記テレメータ	木津川上流河川事務所
青蓮寺川	曽 爾	宇陀郡曽爾村大字塩井字念仏堂19	自記テレメータ	(独)水資源機構
宇陀川	古市場	宇陀郡菟田野区古市場字向崎	自記テレメータ	(独)水資源機構

第2 情報の受理、伝達

1 伝達系統概念図



(県防) は県防災行政無線、(専用) は専用線または専用無線を表す。

2 奈良地方気象台の措置

気象予警報等を発表したときは、速やかに次の各機関に通知する。

奈良県防災統括室

奈良県警察本部警備第二課

国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所

日本放送協会奈良放送局

西日本電信電話株式会社（N T T西日本）

3 県の措置

県防災統括室は、奈良地方気象台から気象予警報、特別警報等の発表または解除に関する通知を受けたときは、防災行政無線等より市町村、消防本部等関係機関に伝達する。

4 県警察本部の措置

気象予警報等の通知を受けたときは、次により関係所属に伝達する。

- (1) 県警警備第二課は、速やかに部内の関係課及び県内警察署に伝達する。伝達は、警察電話または警察無線等によって行う。
- (2) 伝達を受けた警察署は、速やかに県内交番及び駐在所に伝達する。
- (3) 気象予警報等に伴ってその対策を要するときは、警報の伝達と併せてまたは別個にその対策をそれぞれ指示する。

5 市町村の措置

気象予警報等及び火災気象通報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、次の方法により管内の住民及び関係機関に対し、その周知徹底と対策等を講ずる。

- (1) N T T西日本からの伝達は、警報の種別のみであるから県防災行政無線、ラジオ、テレビ放送によりあるいは最寄の警察機関、水防機関等と連絡を密にし、的確な気象情報の把握に努める。
- (2) 異常現象を発見し、または通報を受けたときは県及び奈良地方気象台に通知するとともに、現象によって予想される災害と関係のある県事務所あるいは隣接市町村に連絡する。
- (3) 県から火災気象通報の伝達を受けたときは、その地域の条件を勘案して火災警報を発する。
- (4) 火災警報を住民に周知するに当たっては、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行う。
- (5) 市町村から住民への伝達系統等必要な事項は、市町村地域防災計画に定める。

6 特別警報にかかる市町村の措置

特別警報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、市町村地域防災計画等に基づく伝達手段により管内の住民及び関係機関に対し、直ちに周知するとともに対策等を講ずる。

7 放送機関の措置

気象予警報等の通知を受けたときは、できる限り速やかに県内の住民及び関係機関に周知徹底するために、適宜の方法により放送する。放送にあたっては、警報等の内容を考慮し、その徹底のため放送時間、放送回数等に留意して行う。

8 NTT西日本の措置

気象庁より警報の通知を受けたときは、県内各市町村に直ちに通知する。

9 その他の措置

災害の発生その他の事故により気象予警報等の伝達について本計画に定める措置にすることができないときは、関係機関が相互に連絡を取り気象予警報等が速やかに市町村及び住民に周知徹底できるよう応急的な措置を講ずる。

第3 早期災害情報の収集

1 被害状況、避難状況等の迅速・的確な把握

被害状況（人的被害、建物被害、道路被害、ライフラインの被害等）や避難状況（避難勧告・指示の発令状況、避難者数、避難所の開設状況、避難所の通信や備蓄の状況等）等の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、他機関への応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適応の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

紀伊半島大水害で発生したような深層崩壊をいち早く検知するため、国土交通省が設置した大規模崩壊監視警戒システムを活用し、大規模崩壊発生に関する情報収集に努める。

2 実施機関

（1）県・市町村等（消防本部等含む）

県・市町村等（消防本部等含む）は、被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない災害である場合は、他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。

（2）指定地方行政機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定地方公共機関は所管する分野の災害情報を収集する。

その際、当該被害が非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する特別の必要がある程度の大規模災害）であると認められるときは、その規模の把握のための情報を収集するよう特に留意する。

特に、国土交通省から派遣される専門家集団で構成されるリエゾン（災害対策現地情報連絡員）と TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）と連携し、災害情報を収集する。

3 災害時緊急連絡員による情報収集

県は、平常時から「災害時緊急連絡員」（以下「連絡員」という。）を編成し、県が災害対策本部を設置した場合には、連絡員に登録されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村に派遣する。

被災市町村に派遣された連絡員は、市町村が把握した災害情報、人員、物資等の不足の程度等の情報について、迅速・的確に県災害対策本部に報告する。また、県災害対策本部と被災市町村災害対策本部の間の連絡調整等の業務に従事する。

4 ヘリコプターによる情報収集

早期に被害の概要を把握するため、県災害対策本部は必要に応じ、県消防防災ヘリコ

プター及び県警察ヘリコプターにより情報を収集する。また、ヘリコプター・テレビシステムを活用し、可能な限り映像による情報をヘリコプターから県災害対策本部等に伝送する。

上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合は、県災害対策本部は自衛隊、海上保安庁、近畿地方整備局、他都道府県に対し、応援を要請する。（本章「第8節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」「第12節 受援体制の整備」参照）

5 民間事業所による情報収集

民間事業所に「防災情報サポート事業所」として気象情報や被害情報を提供いただき、より充実した情報収集体制を構築する。

6 ボランティアによる情報収集

砂防巡視員、砂防ボランティア等からの災害情報収集を行う。

7 異常現象発見者の通報

（1）発見者の通報義務

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、市町村または警察官に通報する。

（2）市町村及び警察官の処置

異常気象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市町村に通報する。異常現象の通報を受けた市町村は、速やかに県防災統括室に通報するとともに、法第54条第4項に基づき、奈良地方気象台その他の関係機関に通報しなければならない。

第4 災害情報の調査・報告計画

1 被害状況、避難状況等の調査

被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。

被害状況、避難状況等の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、被害世帯数、人数については現地調査のほか住民登録と照合する等、的確を期するよう努める。なお、日常的に介護を必要とする災害時要援護者の被害状況、避難状況等の調査・把握については特に配慮する（災害時要援護者については、「第3章第3節 災害時要援護者の支援計画」参照）。

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
1 人・住家の被害	市町村	保健所
2 避難に関する状況 (避難勧告・指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数)	市町村	
3 福祉関係施設被害	市町村(県)	
4 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	市町村(県)	
5 水道施設被害	市町村	
6 農業生産用施設	市町村	
7 畜産被害	市町村	
8 水産被害	市町村	
9 農地、農業用施設被害	市町村	
10 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	市町村	
11 林産物、林産施設被害	市町村	県農林振興事務所 県家畜保健衛生所
12 商工関係被害	市町村(県)	
13 公共土木施設被害	市町村(県)	
14 都市施設被害	各施設	
15 県有財産、県有建築物被害 (文化財、警察関係施設除く)	県	
16 文教関係施設被害	市町村(県) 教育委員会	
17 文化財被害	警察本部、警察署	
18 警察関係被害	指定公共機関等	
19 生活関連施設被害		

2 報告の基準

市町村等は、下記に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。

(1) 即報基準

(一般基準)

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- ② 奈良県または市町村が災害対策本部を設置したもの。
- ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの。
- ④ 災害が2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの。
- ⑤ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。
- ⑥ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①から⑤の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。

- ⑦ その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

(例示) 水害・土砂災害等

- ・崖崩れ、地滑り、土石流等により、人的被害または住家被害を生じたもの
- ・河川の溢水、破堤等により、人的被害または住家被害を生じたもの
雪害
- ・雪崩等により、人的被害または住家被害を生じたもの
- ・道路が土砂災害、凍結または雪崩等により途絶され、孤立集落を生じたもの

(2) 火災等

(一般基準)

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- ① 死者が3人以上生じたもの。
- ② 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの。

(個別基準)

次の火災及び事故については一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

① 火災

A 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- d 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- e 損害額1億円以上と推定される火災

B 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

C 交通機関の火災

航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- a 航空機火災
- b トンネル内車両火災
- c 列車火災

D その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例) 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

② 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇薬、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

- ア 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- イ 負傷者が5人以上発生したもの
- ウ 周辺地域の住民が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- エ 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- オ 河川への危険物等流出事故
- カ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

③ 原子力災害等

- ア 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- イ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

④ その他の特定の事故 第2号様式

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

（社会的影響基準）

一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること

（3）救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- ① 死者5人以上の救急事故
- ② 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- ③ 要救助者が5人以上の救助事故
- ④ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- ⑤ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

（例）

- ・列車、航空機に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

（4）武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記（3）と同様式を用いて報告すること。

- ① 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年

法律第112号)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射能物質の放出その他の人的又は物的災害

- ② 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

3 直接報告基準

市町村は、一般基準に該当する火災・災害等及び特に迅速に消防庁に報告すべき次の個別基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む)については、県に加え、直接消防庁に対しても報告するものとする。

(1) 火災等即報

① 建物火災

ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

② 交通機関の火災

第4の2の(2)の①のCのabcに同じ

③ 危険物等に係る事故

A 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡以上の区域に影響を与えたもの

B 危険物を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

a 河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

b 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

C 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

D 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

③ 原子力災害等

第4の2の(2)の③のアイに同じ

(2) 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

① 列車、航空機の衝突、転覆等による救急・救助事故

② バスの転落等による救急・救助事故

③ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

④ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

⑤ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

4 武力攻撃災害即報

第4の2の(4)の①②に同じ

第5 市町村防災担当課から県防災統括室への報告

1 報告系統

市町村防災担当課から県防災統括室への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とし、県防災統括室は、被害状況等を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告するとともに、庁内主管課にも連絡し、必要があれば関係機関に連絡する。

2 災害概況即報

市町村防災担当課は、「第4 2（1）即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を「被害状況報告様式」により、県防災行政無線等で県防災統括室に報告する。

また、「第3 直接報告基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁及び県防災統括室に対して（第4号様式（その1））により報告するものとし、可能であれば、併せて県防災統括室に「被害状況報告様式」により報告するものとする。

3 被害状況即報

市町村防災担当課は、「第4 2（1）即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を「被害状況報告様式」により、県防災行政無線等で県防災統括室に報告する。

ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。

4 災害確定報告

市町村防災担当課は、応急対策終了後、14日以内に（第4号様式（その2））で県防災統括室へ報告する。

5 災害年報

市町村防災担当課及び県関係課は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報（第3号様式）により報告するものとし、県防災統括室は、その結果を集計して4月30日までに総務省消防庁に報告するものとする。

第6 報告系統

市町村、指定地方公共機関等は、県に報告する。

県は、市町村から災害情報の報告を受け、入手後速やかに内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告する。

第7 報告を行うことができない場合

市町村は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更するものとする。ただし、この場合にも市町村は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

また、市町村が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

県が災害の発生により報告を行うことができなかったときは、指定地方行政機関の

長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

第8 市町村事業担当課等から県事業担当課への報告

1 市町村事業担当課

市町村事業担当課は、災害が発生したときは担当する調査事項（本節「第4 災害情報等の調査・報告計画 1 被害状況、避難状況等の調査」参照）について被害状況等を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

2 県事業担当課

- (1) 県事業担当課は、調査事項ごとに市町村の被害状況等を取りまとめる。
- (2) 県事業担当課は、掌握した被害状況等について、各部企画管理室を通じて所管部長に報告するとともに、県防災統括室、県関係課及び必要な関係機関に通知する。

3 関係機関等

県管財課、県教育委員会事務局、県警本部、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、その管理する施設について被害状況等を県防災統括室に報告する。

4 県防災統括室

県防災統括室は、県事業担当課及び関係機関から報告のあった被害状況等について事項別に集計し、必要な関係機関、報道機関等にできるだけ速やかに通知する。

第9 被災者の安否情報

1 安否情報の提供

県、市町村は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

(1) 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況または連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 被災者の同居でない親族または職場等の関係者の場合

被災者の負傷または疾病の状況

(3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

県、市町村が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、または公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、県、市町村は、照会に対する回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、県、市町村に対し、次の事項を明らかにし

て行わなければならない。

- (1) 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
- (2) 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (3) 照会をする理由

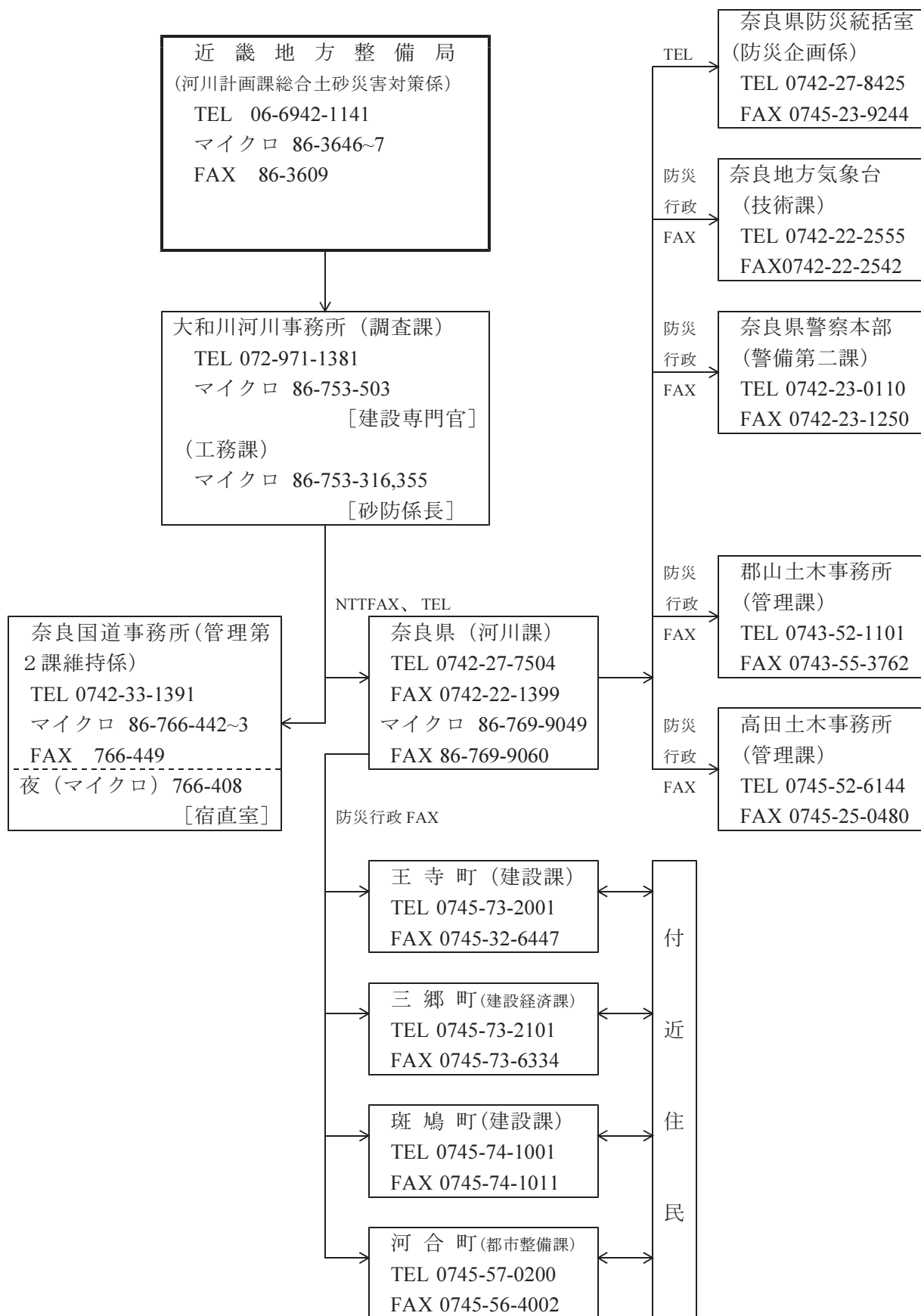
3 被災者に関する情報の利用

県、市町村は、安否情報の回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

第10 亀の瀬地すべり地区への対応

国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所から「亀の瀬地すべり情報」が発表された場合は、以下の連絡系統により速やかに関係機関に連絡を行い、連絡を受けた機関は必要な対策を講じることとする。

〈亀の瀬地すべり地区関係連絡系統〉



被害状況報告様式（災害概況即報・被害状況即報）

市町村名 (消防(局)本部名)		被害情報 の有無 (いずれかに○を)	有　り　・　無　し
課(室)名			
報告者名			
災　害　名 報告番号	災害名		
	第　　　報　　(　　月　　日　　時　　分現在)		

◎被害情報がない場合も必ず報告してください。

◎第1報は県からの依頼後速やかに、第2報以降は県から求める時刻までに必ず報告願います。

1 被害の状況（被害が発生した場合は、必ず被害状況詳細報告(別紙1)を添付してください）

区　　分		件　数	摘　要	
人的被害	死　　者	人		
	行方不明者	人	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者について記入	
	負傷者	重　傷	人	当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者について記入
		軽　傷	人	当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者について記入
住家被害	全　　壊	棟	損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難なもの	
	半　　壊	棟	損壊が甚だしいが、補修すれば再使用できる程度のもの	
	一　部　破　損	棟	全壊及び半壊にはいたらない住家の破損で、補修を要するものについて記入 (ガラス数枚程度の被害を除く)	
	床　上　浸　水	棟	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊に該当しないが土砂等のたい積により一時的に居住できないものについて記入	
	床　下　浸　水	棟	床上浸水にいたらない程度に浸水したものについて記入	
非住家被害	公共の建物	棟	公用又は公共の用に供する建物が、全壊又は半壊したものについて記入 (例)役場庁舎、公民館、公立保育園	
	そ　の　他	棟	公共用以外の建物が全壊又は半壊したものについて記入 (例)倉庫、車庫、工場、事務所	
その他被害	文　教　施　設	棟	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園における教育の用に供する施設が被害を受けたもの(一部破損、浸水を含む)について記入	
	病　　院	棟	病院(診療所を除く)が被害を受けたもの(一部破損、浸水を含む)について記入	
	道　　路	箇所	市町村道(橋りょうを除く)が、土石崩落、路面陥没、路肩崩壊等により通行規制を行ったものについて記入	
	橋　り　ょう	箇所	市町村道の橋りょう(橋長2m以上)が損壊し、通行規制を行ったものについて記入	
	崖　く　ず　れ	箇所	崖くずれ、地すべり、土石流により人的被害、建物被害、又は市町村道に道路被害が発生したものについて記入	
	水　　道	戸	上水道又は簡易水道の報告時点における断水戸数を記入	
火災被害 (地震の被害のみ)	建　　物	件		
	危　険　物	件	高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故	
	そ　の　他	件		
119番通報件数		件	震度6弱以上の地震の場合に記入	
上　記　以　外　※				

※田畑の冠水面積等、上記以外で奈良県地域防災計画に定める第4号様式(その2)に掲げる項目の被害状況が判明している場合は記入してください。

2 避難の状況（該当がある場合は、必ず避難状況詳細報告(別紙2)を添付してください）

該当の有無　(いずれかに○を)	有　り　・　無　し
-----------------	-----------

3 市町村災害対策本部の設置状況（災害対策基本法に基づく、市町村長を長とした災害対策本部を設置した場合のみ記入してください）

名　称		設　置	月	日	時	分
		廃　止	月	日	時	分

(注) 災害確定報告については、奈良県地域防災計画に定める第4号様式(その2)によりご報告願います。

別紙1 被害状況詳細報告

市町村名(消防(局)本部名):

月 日 時 分現在

1 人的被害の状況

被害区分	発生日時	発生場所(地区名)	年齢	性別	被災状況	
重傷	9日 8:30	〇〇市△△町	34	男	住家を補修中に2階から落下し、右大腿骨骨折	(記入例)

※被害区分には「死亡」、「行方不明」、「重傷」、「軽傷」の別を記入

※死亡の場合は、被災状況欄に死亡日時を記入

2 建物被害の状況 ※地図を添付してください

建物区分	被害区分	発生日時	所在地(地区名)	施設名又は用途	原因、及び被害の状況	
住家	一部破損	9日 8:30	〇〇市△△町	住家	台風の風で、屋根の一部がめくれあがった	(記入例)

※建物区分には「住家」、「公共建物」、「文教施設」、「病院」、「その他」の別を記入

※被害区分には「全壊」、「半壊」、「一部破損」、「床上」、「床下」の別を記入

3 道路・橋りょう被害の状況 ※地図を添付してください

発生場所(地区名)	発生日時	路線名	被害区分	通行規制の規模(延長)	現在の状況(通行規制、復旧状況)	
〇〇町〇丁目	9日 8:30	市道〇〇線	土石崩落	1.5km	9日9:00より通行規制→現在復旧中	(記入例)

※被害区分には「土石崩落」、「路面陥没」、「路肩崩壊」、「落橋」等を記入

4 崖くずれ等土砂災害の状況 ※地図を添付してください

発生場所(地区名)	発生日時	規模(幅×高さ)	崖くずれ等に伴う人的、建物又は道路被害の状況
	日 :		

市町村名：

月 日 時 分現在

1 避難世帯数・避難者数

避難世帯数	避難者数

2 避難所の開設状況(各避難所の状況)

避難所名	避難世帯数	避難者数	摘 要
〇〇小学校	15	55	(記入例)
か所	0	0	

3 避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令状況

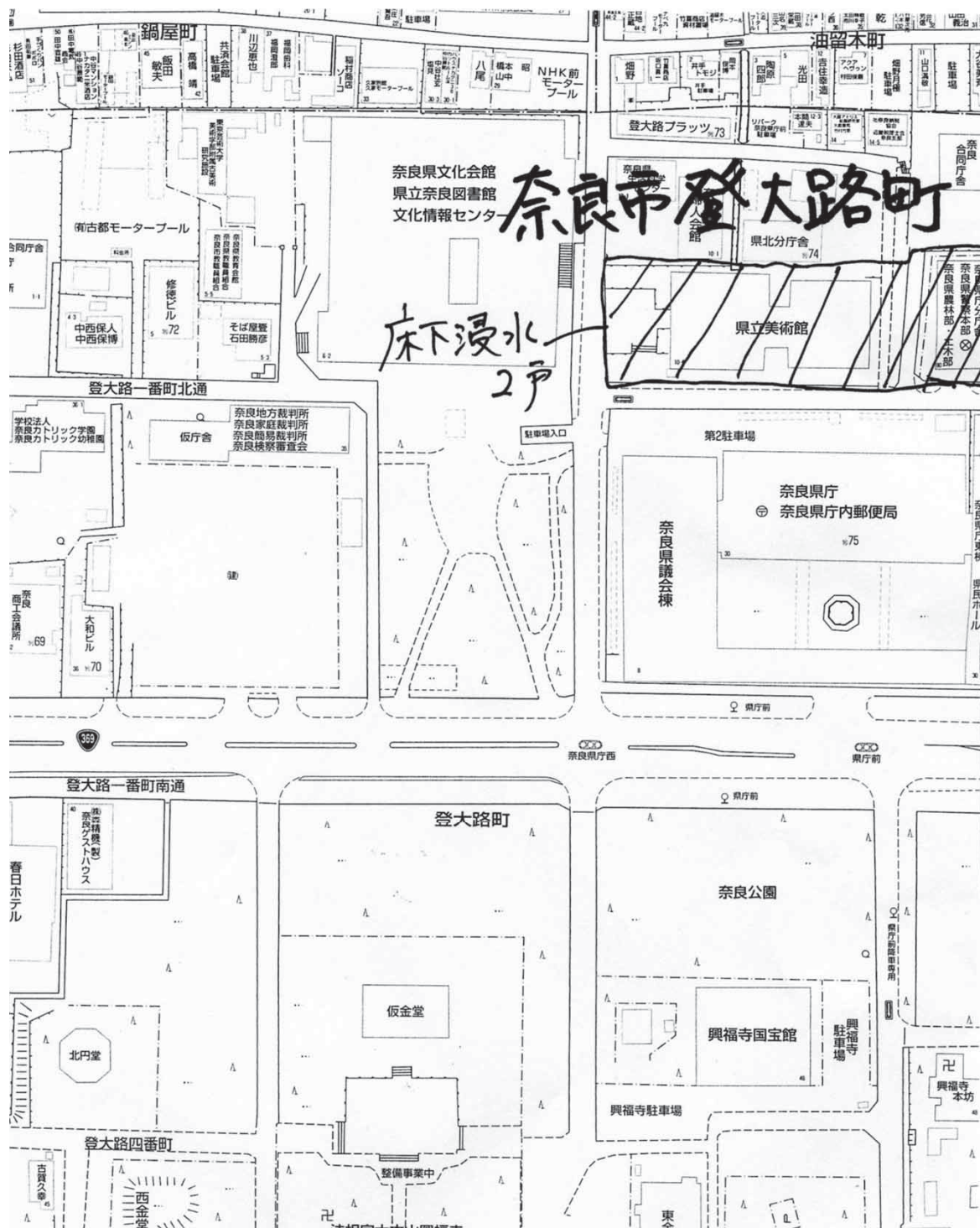
種類	対象地区	対象世帯数	対象人数	発令日時	解除日時
避難勧告	〇〇町〇丁目	20	75	7日23:00	(記入例)
計		0	0		

4 自主避難の状況(3以外の地区での避難状況)

避難所名	避難世帯数	避難者数	摘 要
〇〇小学校	15	55	(記入例)
か所	0	0	

浸水被害箇所位置図 【記入例】

- ・住宅地図または1/25,000程度までの縮尺図面に、浸水箇所、浸水内容(床上、床下等)、浸水戸数を記入



第4号様式（その1）

〔災害概況即報〕

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村名 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

災害概況即報記入要領

1 災害の概況

(1) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（大字名）及び日時を記入する。

(2) 災害種別概況

① 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地滑り、土石流等の概況

② 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

2 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記載すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点をおくこと。また、災害時要援護者の被害状況を併記（再掲）すること。

3 応急対策の状況

該当災害に対して市町村（消防機関を含む）が講じた措置について具体的に記載すること。

特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の人員を記載すること。

また、災害時要援護者の人員を併記（再掲）すること。

（災害時要援護者については、「第3章第3節 災害時要援護者の支援計画」参照）

4 災害対策本部等の設置状況

市町村長を長とした災害対策基本法に基づく本部を設置した場合は記載すること。

第4号様式（その2） 被害状況即報

市町村名						区 分			被 害			
災 害 名 報告番号		災害名 第 報 (月 日 時現在)			そ の 他	田	流失・埋没	h a				
							冠 水	h a				
所 属 名		畑	流失・埋没	h a								
			冠 水	h a								
報告者名				文 教 施 設		箇所						
連絡先☎				病 院		箇所						
区 分			被 害			道 路		箇所				
人 的 被 害	死 者		人			橋 り よ う		箇所				
	行 方 不 明 者		人			河 川		箇所				
	負 傷 者	重 傷	人			港 湾		箇所				
		軽 傷	人			砂 防		箇所				
住 家 被 害	全 壊		棟			清 掃 施 設		箇所				
			世帯			崖 く ず れ		箇所				
			人			鉄 道 不 通		箇所				
	半 壊		棟			被 害 船 舶		隻				
			世帯			水 道		戸				
			人			電 話		回線				
	一 部 破 損		棟			電 気		戸				
			世帯			ガ ス		戸				
			人			ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所				
	床 上 浸 水		棟									
			世帯									
			人									
	床 下 浸 水		棟			罹 災 世 帯 数		世帯				
			世帯			罹 災 者 数		人				
			人			火 災 発 生						
	非 住 家	公 共 の 建 物		棟			火 災 発 生	建 物		件		
そ の 他		棟			危 険 物			件				
						そ の 他		件				

区 分		被 害	市 町 村 対 策 本 部 災 害	名 称			
公共文教施設	千円			設 置	月	日	時
農林水産業施設	千円			解 散	月	日	時
公共土木施設	千円		災害対策本部については、市町村長を長とした災害対策基本法に基づく本部を設置した場合のみを記入すること。				
その他の公共施設	千円						
小 計	千円		【住民避難の状況】				
			地区名				
			世帯数				
			人 数				
農 業 被 害	千円		種 別 (避難指示・避難勧告・自主避難)				
林 業 被 害	千円		原 因				
畜 産 被 害	千円		発令時刻				
水 産 被 害	千円		解除時刻				
商 工 被 害	千円		避難場所				
そ の 他	千円		消防職員出動延人数	人			
被 害 総 額	千円		消防団員出動延人数	人			
災害発生場所 災害発生日時 災害の種類概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・ 消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況（場所、施設名、避難者数及び世帯数） ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ ボランティアセンターの設置状況（設置の有無及び設置場所等） ・ ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等） ・ その他関連事項							

* 1 被害額は省略することができるものとする

* 2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

区分			災害名							計
			発生年月日							
人的被害	死者		人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊		棟							
			世帯							
			人							
	半壊		棟							
			世帯							
			人							
	一部損壊		棟							
			世帯							
			人							
	床上浸水		棟							
			世帯							
			人							
	床下浸水		棟							
			世帯							
			人							
	非住家	公共建物	棟							
その他		棟								
その他の	田	流失・埋没	h a							
		冠水	h a							
	畑	流失・埋没	h a							
		冠水	h a							
	学	校	箇所							
	病	院	箇所							
	道	路	箇所							
	橋	りょう	箇所							
	河	川	箇所							
	港	湾	箇所							
	砂	防	箇所							
	清	掃施設	箇所							
	崖	くずれ	箇所							
	鉄	道不通	箇所							
	被	害船舶	隻							
	水	道	戸							

災害名 発生年月日								計
区 分								
電 話		回線						
電 気		戸						
ガ ス		戸						
そ の 他	ﾌﾞﾛｯｸ塀等	箇所						
火 災 発 生	建 物	件						
	危 険 物	件						
	そ の 他	件						
り 災 世 帯 数		世帯						
り 災 者 数		人						
公 共 文 教 施 設		千円	()	()	()	()	()	()
農 林 水 産 業 施 設		千円	()	()	()	()	()	()
公 共 土 木 施 設		千円	()	()	()	()	()	()
その他の公共施設		千円	()	()	()	()	()	()
小 計		千円	()	()	()	()	()	()
そ の 他	農 産 被 害	千円						
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
そ の 他		千円						
被 害 総 額		千円						
市 町 村 災 害 対 策 本 部	設 置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	解 散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
消 防 職 員 出 動 延 人 数								
消 防 団 員 出 動 延 人 数								

被害報告基準

被 害 項 目		報 告 基 準
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
	負 傷 者 〔 重傷者 軽傷者 〕	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのもの。 なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。併せて、負傷した高齢者や障害者等は再掲する。
住家の被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	主屋のほかに小さい附属建物（物置、便所、風呂場等）が棟を異にして建てられている場合はそれぞれ一棟とみなす。
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全 壊 （全 焼） （全 流 失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	半 壊 （半 焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
	一 部 破 損	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、窓ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木などのたい積により一時的に居住することができないもの。
	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。

被 害 項 目			報 告 基 準
非 住 家 の 被 害			「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもので、全壊、半壊程度の被害をうけたもの。 ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。なお、官公署、病院、公民館、神社、仏閣は非住家とする。 「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
そ の 他 の 被 害	田被 畑 の 害	流失埋没	耕地が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
		冠 水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文 教 施 設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
	道 路		「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった被害をいう。
	橋 梁		「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 「橋梁流失」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の橋梁が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	河 川		「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決裂し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂 防		「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
害	清 掃 施 設		「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

被 害 項 目		報 告 基 準
その他の被害	鉄 道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の通行が不能になった程度の被害とする。
	船 舶	「被害船舶」とは、ろ、かいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水 道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 話	「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災者	罹 災 世 帯	「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 例えば、寄宿者、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹 災 者	「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。
火 災 発 生		地震の場合のみ報告する。

被 害 項 目		報 告 基 準
被 害 額	公 立 文 教 施 設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農 林 水 産 業 施 設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
	公 共 土 木 施 設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道及び公園とする。
	そ の 他 の 公 共 施 設	「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
そ の 他 の 被 害 額	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具とする。

第7節 県消防防災ヘリコプターの活動計画

(消防救急課)

県は、災害時等において、ヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合で、気象条件が運航可能な時、積極的にその活用を図る。また、災害発生時には速やかに被害の実情把握に努め、市町村等からの要請等を勘案し、県域の応急対策が効果的に実施できるように運航計画を調整する。

第1 災害時等の運航実施

県消防防災ヘリコプターの災害時等の運航は、「奈良県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「奈良県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、市町村長等（消防事務に関する一部事務組合管理者を含む。）の要請並びに総括管理者（県危機管理監）の指示等により、緊急運航の要件に該当する場合に実施する。

第2 緊急運航の要件

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、次に掲げる活動等で、地域並びに地域住民の生命、身体、財産等を災害から保護することを目的とするなど公共性を有し、緊急で差し迫った必要性が認められ、県消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合に実施する。

- 1 救急活動
- 2 救助活動
- 3 災害応急対策活動
- 4 火災防御活動
- 5 広域航空消防防災応援活動

第3 各関係機関の相互協力

緊急運航が必要な市町村長等は、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県に消防防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

第4 市町村等の受入体制

緊急運航を要請した市町村長等は、県防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整える。

- 1 離着陸場所の確保及び安全対策
- 2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- 3 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- 4 その他必要な事項

第8節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画

(防災統括室)

救出救助活動、人員・物資の輸送活動、空中消火活動、上空偵察活動等のためにヘリコプターの派遣要請を必要とする場合は、迅速・的確に連絡を取り派遣を要請、受入の調整や準備を行う。

第1 県消防防災ヘリコプターの派遣要請

市町村等からの県消防防災ヘリコプターの派遣要請は、「第3章第7節 県消防防災ヘリコプターの活動計画」による。

第2 自衛隊へのヘリコプター派遣要請

自衛隊へのヘリコプター等の派遣の要請は、「第3章第12節 受援体制の整備」による。

陸上自衛隊第4施設団本部 第3科 防衛班
電話 0774-44-0001 内線233・235・236・239
(夜間は当直室 内線223)
防災行政無線 TN-571-11 (夜間は当直室TN-571-12)

第3 警察へのヘリコプター派遣要請

警察保有のヘリコプターの派遣要請については、次による。

奈良県警察本部警備第二課・地域課 内線5802 (県庁からは内線5527)
電話 0742-23-0110 内線3572 (県庁からは内線5517)

第4 海上保安庁へのヘリコプター派遣要請

海上保安庁へのヘリコプター等の派遣の要請は、「第3章第12節 受援体制の整備」による。

大阪海上保安監部警備救難課
電話 06-6571-0222

第5 近畿地方整備局へのヘリコプター要請

近畿地方整備局へのヘリコプター等の派遣要請は、「第3章第12節 受援体制の整備」による。

近畿地方整備局企画部防災課 電話 06-6942-1575 近畿地方整備局災害対策本部 電話 06-4790-2521
--

第6 市町村の受入準備

市町村はヘリコプター等の派遣等の事実を知り、またはその旨の連絡を受けたときは、緊急に次の措置を講ずる。

- 1 ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- 2 離着陸地点には㊦記号を石灰、墨汁、絵具等を用いて表示する。
- 3 ヘリポート周辺への一般人の立入りを禁止し、事故防止に努める。
- 4 ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去または物件所在地の表示をする。表示方法は、上空から良く判断できるよう白布又は赤布等を縛り付ける。
- 5 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。
- 6 離着陸の際には砂塵が発生するので、その防止対策として消防車等による散水を行う。

また、市町村及び災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者はヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部に報告する。

第7 離着陸不能の条件

ヘリコプターの飛行または離着陸不能の条件はおおむね次のとおりである。

- 1 雨天または霧等が発生し、視界が不良の場合
- 2 前線通過などのため突風や乱気流のある場合
- 3 日没後
- 4 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

第8 輸送ルートの確保

道路通行規制時における、ヘリコプターによる救援物資の迅速な搬送を確保するため、県、市町村等が連携し、臨時ヘリポートの再確認を行う。

第9節 通信運用計画

(防災統括室、総務部、農林部、県土マネジメント部)

県は県と市町村、消防及び防災関係機関相互間の情報収集、伝達を確保するために県防災行政通信ネットワークを利用する。大規模災害時等の緊急時においては、国との情報連絡手段として非常災害時緊急連絡用無線（中央防災無線）や総務省消防庁、国土交通省及び各都道府県を結ぶ消防庁消防防災無線を利用する。また、大和路情報ハイウェイが切断された場合、県南部出先機関との情報連絡手段として衛星インターネットを利用する。

第1 通信手段

1 県防災行政通信ネットワーク

県防災行政通信ネットワークシステムは、県と市町村、消防本部、防災関係機関及び県出先機関（以下「市町村等」という。）相互を結ぶ無線通信網で一斉通信（FAX）、回線統制等の機能を有している。県から市町村等へ気象予警報、地震情報及び災害に関する情報を伝達するときは、一斉通信により行う。また市町村等から個別に電話、FAXを用い被害状況等の伝達を行う。

また、災害等が発生あるいは発生する恐れがある場合は、県は重要通話を確保するため、必要に応じ通信の統制を行う。

2 非常災害時緊急連絡用無線（中央防災無線）

非常災害時緊急連絡用無線は、大規模災害発生時等の緊急時に、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と奈良県庁との間を直接結ぶ地上系無線通信網（電話、FAX）で、迅速な情報交換や意志決定を図るために活用する。

3 消防庁消防防災無線、国土交通省水防道路用無線、警察無線

消防庁消防防災無線、国土交通省水防道路用無線及び警察無線を、災害時に国及び他府県との連絡手段に活用する。

4 電話設備

(1) 災害時優先電話

災害時に通信の電話が著しく輻輳してかかりにくい場合、県及び市町村等はNTT西日本と協議して設置した災害時優先電話を発信専用として活用する。

(2) 孤立防止用無線電話

NTT西日本が消防団詰所等に設置している孤立防止用無線電話は、一般加入電話の途絶等に際し活用する。

5 防災相互通信用無線

災害の現地等において、人命の救助・救援等、災害対策のため他の無線局と相互に連絡が必要な場合には、平常時における無線局の通信の相手方の範囲を越えて、防災相互通信用無線を活用する。

6 非常の場合の通信

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、県は人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を非常通信経路により行う。

7 衛星インターネット

県は南部地域の有線通信が途絶した場合の通信手段として、衛星インターネットにより通信を行う。

8 衛星携帯電話等

災害時に市町村で孤立集落対策用の衛星携帯電話が不足する場合、県は国や通信事業者から衛星携帯電話等の貸与を受けて、適切に配備する。

第2 応急復旧

1 県防災行政通信ネットワークシステム施設

県は地上系回線設備と衛星系回線設備の両方が整備されている施設において、被災又は停電等で地上系回線が利用できない場合は、衛星系回線設備を利用する。また衛星系回線が整備されていない又は衛星系回線設備も被災した場合は、被災実態を早急に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに障害の早期復旧に努め、県と市町村等相互間の無線通信回線の確保にあたる。

2 防災相互通信及び非常の場合の無線通信施設

防災相互通信及び非常の場合の無線通信施設管理者は、通信施設が被災によって損傷し、機能が低下し、又は停止した場合は、通信施設の点検整備、応急復旧に必要な要員の確保、非常用電源応急用資機材の確保等に留意し、有効適切な措置を行い早急な機能の回復を図るものとする。

第10節 広報計画

(防災統括室、総務部知事公室)

災害時に、県民の安全・安心の確保及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、テレビ、ラジオ、新聞、広報車等のあらゆる広報媒体を利用して、被災者等への広報活動を行う。

第1 県の広報活動

県は、県全域を対象に、または状況により被災地を重点対象として広報活動を行う。

1 広報の内容

- (1) 災害発生状況（人的被害、住家被害等）
- (2) 気象予報・警報に関する情報
- (3) 二次災害に関する情報
- (4) 避難に関する情報
- (5) 公共交通機関の被害及び運行状況
- (6) 電気、水道、ガス等のライフライン施設の被害及び復旧状況
- (7) 主要道路の交通規制及び被害・復旧状況
- (8) 河川、橋梁等公共施設の被害・復旧状況
- (9) 医療救護所・医療機関等の開設状況
- (10) 給食、給水に関する情報
- (11) 生活必需品等の供給状況
- (12) 県民の心得等県民の安全・安心の確保及び社会秩序保持のための必要事項
- (13) その他必要と認められる情報

2 広報手段

- (1) テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体や県ホームページなどインターネット、デジタルサイネージ（放映型電子案内板）等を通して情報を伝達する。また、ポータルサイト・サーバ運営業者に対し、インターネットを利用した避難情報等の提供の協力を求める。そのため、各業者との協定締結等を進め、連絡方法、具体的な情報の伝達方法など、あらかじめ具体的な手続等について定めておく。なお、災害発生時の県ホームページサーバのダウンに備え、他県にあるデータセンターのサーバを利用する。
- (2) 緊急に伝達する必要がある場合、ヘリコプター等により伝達する。
- (3) 緊急を要するもので特別の必要がある場合、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づき日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送株式会社に対して放送の要請を行う。
- (4) 報道機関への情報発表

報道機関が、極めて広範囲にかつ迅速に伝達できるよう、災害対策本部は、災害、復旧に関する情報を迅速に報道機関に対して発表する。また、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力する。

(5) 災害時要援護者への広報の配慮

データ放送、外国語放送などの広報手段を活用し、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

第2 各機関の広報活動

1 市町村

市町村は「第1 県の広報活動、1 広報の内容」の広報を、被災地域及び被災者に対して直接的な広報活動を行う。

(1) 広報手段

- ① 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- ② 自治会等に対する緊急避難情報の伝達
- ③ 住民相談窓口の開設
- ④ 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）
- ⑤ テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、インターネット等での情報の伝達

2 ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道）

ライフライン関係機関は、主に被災地域の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

(1) 広報の内容

- ① 被災により使用できない区域に関する情報
- ② 復旧状況及び復旧見込みにに関する情報
- ③ 使用可能な場合の使用上の注意

(2) 広報手段

- ① 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- ② 利用者相談窓口の開設
- ③ 報道機関への報道依頼
- ④ テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、インターネット等での情報の伝達

3 公共交通機関

公共交通機関は、主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

(1) 広報の内容

- ① 被災による不通区間の状況
- ② 復旧状況及び復旧見込みにに関する情報
- ③ 臨時ダイヤに関する情報

(2) 広報手段

- ① 乗降場での印刷物の配布・掲示

- ② 場内、車内利用者相談窓口の開設
- ③ 報道機関への報道依頼
- ④ テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、インターネット等での情報の伝達

第3 記録写真の撮影、収集並びに記録動画等の作成

- (1) 広報・記録班は、写真班を現地に派遣して災害現地写真を撮影する。
関係機関は災害写真等を撮影したときは、速やかに広報・記録班に提供する。
- (2) 広報・記録班は、必要に応じて壁新聞、災害動画等の災害記録を作成する。

第4 災害情報センター

災害発生時には、県民からの多数の問い合わせを、正確かつ迅速に対応できるよう、総合相談班に災害情報センターを開設する。

第11節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合）

（防災統括室、関係部局）

東日本大震災における対応の経験を踏まえて、県外被災地への人的支援、県外からの避難者の受入を実施する場合に、県としての対応、市町村や関係団体との連携した支援体制の整備について必要な項目を定める。

第1 被災地への人的支援

- 1 県は迅速に、被災地にリエゾンを派遣し、被害情報を収集するとともに、被災地のニーズを把握する。
- 2 市町村及び県は、災害時における応援協定、全国知事会、全国市長会及び町村会からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する。
- 3 県は、NPOや企業、民間団体など各関係機関と連携してボランティアバスの運行等、県内ボランティアの被災地での活動を支援する。

第2 県内への避難者の受入対応

- 1 奈良県への避難者に対しては、市町村、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、被災者のニーズにきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続など生活全般について「とことん親切に対応」する。
- 2 県は、県内に避難してきた被災者に関する情報を市町村と連携して把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

第3 物的支援

物的支援に関しては「第3章第21節 食料、生活必需品の供給計画」に基づき迅速に対応する。

第4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については「第3章第26節 ボランティア活動支援計画」に基づく。

第5 奈良県災害支援対策本部の設置

上記支援に対応するため被災状況に応じて、知事が必要と認めた場合は奈良県災害支援対策本部を設置する。

奈良県災害支援対策本部の各部・各班の事務分掌は次表のとおりとする。

奈良県災害支援対策本部 事務分掌

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
本部事務局 (危機管理監)	調整班	1. 災害支援対策本部の運営に関する事 2. 災害支援対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 被災地への連絡員派遣に関する事 6. 被災自治体との連絡調整に関する事
(知事公室次長)	情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 本県の支援内容の収集・整理に関する事
(防災統括室長) (消防救急課長) (安全・安心まちづくり 推進課長)	消防応援班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事
	救援物資班	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
知事公室 (知事公室長)	広報・記録班 (広報広聴課長)	1. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて本県の支援 について県内外へ広報活動を行うこと
	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害に関する総合相談窓口の運用に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
総 務 部 部 長 (総務部長) 副 部 長 (総務部次長)	総務班 (総務課長)	1. 本部事務局各班への応援に関する事 2. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと
	人事給与班 (人事課長)	1. 職員の派遣要請に関する事
	財政班 (財政課長)	1. 災害支援に関する予算及び資金に関する事 2. 災害支援に関する議会との連絡に関する事
	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 派遣職員の健康管理に関する事。

※一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。
 ※※救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
地 域 振 興 部 部 長 (地域振興部長) (観光局長) (南部東部振興監) 副 部 長 (地域振興部次長)	地域振興総務班 (企画管理室長)	1. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 2. その他部内の他の班に属しない事
	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 県内市町村職員の派遣の調整に関する事
	国際協力班 (国際観光課長)	1. 災害時通訳・翻訳ボランティアの派遣に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
健康福祉部 部 長 (健康福祉部長) (こども・女性局長) 副 部 長 (健康福祉部次長)	避難者生活支援班 (地域福祉課長)	1. 本県への避難者の生活支援に関する事 2. 本県への避難者のニーズ把握に関する事
	救援物資班 (監査指導室長) (地域福祉課長補佐)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事【監査指導室】 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事【地域福祉課保護係】
	障害福祉班 (障害福祉課長)	1. 本県に避難されている障害者に対する支援に関する事
	長寿社会班 (長寿社会課長)	1. 本県に避難されている高齢者に対する支援に関する事
	こども家庭班 ○ (子育て支援課長) (こども家庭課長)	1. 本県に避難されている乳幼児等に対する支援に関する事
	女性支援班 (女性支援課長)	1. 本県に避難されている女性からの相談等に関する事

※一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとす

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
医療政策部 部長 (医療政策部長) 副 部 長 (医療政策部次長)	医療総務班 ○ (企画管理室長) (地域医療連携課 (医師・看護師確保 対策室長) (医療管理課長) (新奈良病院建設室長) (県立病院法人化準備室長)	1. 医療救護活動に関する事 2. 重傷患者の入院措置計画に関する事 3. 医療救護班等の編成及び運用計画に関する事 4. 医療救護班等の連絡調整に関する事 5. DMATの派遣に関する事
	防疫班 (保健予防課長)	1. 本県への避難者のメンタルヘルス対策に関する事

※一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
くらし創造部 部長 (くらし創造部長) (景観・環境局長) 副 部 長 (くらし創造部次長) (景観・環境局次長)	協働推進班 (協働推進課長)	1. ボランティアの派遣に関する事 2. ボランティアバスの運行に関する事
	廃棄物対策班 (廃棄物対策課長)	1. 廃棄物処理の支援に関する事 2. 清掃及びし尿処理の支援に関する事
	消費・生活安全班 (消費・生活安全 課長)	1. 遺体の火葬支援に関する事 2. 避難者(特に災害時要援護者)が生活する旅館・ホテルの確保に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
産業・雇用振興部 部長 (産業・雇用振興部長) 副部長 (産業・雇用振興部次長)	救援物資班 ○ (企画管理室長) (地域産業課長) (産業政策課長) (企業立地推進課長) (雇用労政課長)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 輸送協力団体との連絡に関する事

※一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

※※救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものと

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
農 林 部 部 長 (農林部長) 副 部 長 (農林部次長)	救援物資班 (マーケティング課長)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関すること 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関すること

※救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
県土マネジメント部 部 長 (県土マネジメント部長) (まちづくり推進局長) 副 部 長 (県土マネジメント部次長)	下水道班 (下水道課長)	1. 下水道施設の応急復旧支援に関すること
	建築班 ○ (建築課長)※1 (営繕課長)(住宅課長)	1. 建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理の支援に関すること
	住 宅 班 (住宅課長)※2	1. 本県への避難者への公営住宅の提供に関すること 2. 本県への避難者への民間賃貸住宅紹介に係る関係団体等との連絡調整に関すること 3. 住宅相談窓口の設置に関すること

※1 複数の課で構成される班・・・○印の課を班長とする。

※2 住宅班の業務が増加し、他課の応援が必要になる場合には、適宜、建築課、営繕課が支援する。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
水 道 部 部 長 (水道局長) 副部長 (水道局理事) (水道局次長)	水道支援班 (水道局総務課長) (水道局業務課長)	1. 県営水道施設の被害の状況調査及び応急復旧に関すること 2. 災害時における応急給水の確保に関すること

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
教 育 部 部 長 (教育長) 副 部 長 (理事) (教育次長)	学校支援班 (学校支援課長)	1. 学校施設への被災者の避難収容に係る施設管理者としての対応に関すること

※一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
警 察 部 部 長 (警察本部長) 副 部 長 (警務部長) (警備部長)	総括班 (警備警護・危機 管理対策参事官) (付・警備第二課 長)	1. 警察業務に関すること

第12節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合）

（防災統括室、消防救急課、関係機関）

県内において災害が発生し、県および被災市町村では応急対応または、応援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう整備する。

第1 県と市町村の相互協力

県内で災害が発生した直後、被災市町村では十分な応急対策を実施することができない場合において、市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県内全ての市町村が相互に協力し県が市町村間の相互応援に必要な調整を行うことを内容とする「市町村相互応援協定」を整備し、災害発生時、相互応援を実施する。

第2 警察活動に関する応援要請

県警察は、大規模な災害が発生した場合又は大規模な被害が十分に予想される場合は、警察庁及び近畿管区警察局の指示、調整に基づき、警察災害派遣隊の派遣など広域的な応援のための措置をとる。

（「第3章第20節 災害警備、交通規制計画」参照）

第3 近畿地方整備局への災害派遣要請計画

「災害時の応援に関する申合せ（平成17年6月14日）」に基づき、災害が発生した場合は、必要に応じ、災害時の応援を行う。

1 災害派遣の適応範囲

近畿地方整備局は次の場合、災害対策用機材等及び人員（リエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）含む）を派遣する。

- （1）公共施設等に災害が発生し又はその恐れがあり、奈良県により要請があった場合。
- （2）災害が発生した場合、その事象に照らし特に緊急を要し、（1）の要請を待つ暇がないと認められる場合。

2 災害派遣に関する活動内容

- （1）被害状況の収集・伝達
- （2）災害応急復旧
- （3）二次災害の防止
- （4）その他必要と認められる事項

3 災害派遣要請手続き

近畿地方整備局企画部へ口頭または電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

第4 自衛隊への災害派遣要請計画

天災地変その他の災害に際し、県民の人命または財産の保護のため自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の部隊等の派遣は次の事項に基づき実施する。

1 災害派遣の適用範囲

自衛隊は、次の場合、救援のため部隊等を派遣する。

- (1) 人命または財産の保護のため知事等災害派遣要請権者からの要請があった場合
- (2) 被害がまさに発生しようとしているとき、知事等からの要請があった場合
- (3) その事態に照らし特に緊急を要し、知事等災害派遣要請権者からの要請を待つ暇がないと認められる場合
- (「本節第5の4の(3) 知事の要請を待つ暇がない場合の自衛隊の自主派遣」参照)
- (4) 自衛隊の庁舎、営舎その他の施設又はその近傍に災害が発生し、自衛隊の自主的判断に基づき出動する場合

2 災害派遣に関する部隊等の活動

自衛隊の活動は、災害の状況、他機関等の活動状況、部隊等の人員、装備等により異なるが、人命救助を優先して次の活動を行う。

(1) 災害発生前の活動

偵察及び連絡（班）等の派遣

① 偵察（班）

第4施設団長は平時より災害派遣のための基礎的情報を収集するとともに、特に災害発生が予想される場合には、直前の情報収集を重視し、災害発生予想地域に対し偵察班を派遣して現地の状況を偵察させ、又は防災関係機関等との協力を密にし有効な情報の収集活動を実施する。

② 連絡（班）

知事の要請、又は第4施設団長の判断に基づき県に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等の連絡調整を行う。状況によりさらに幕僚を増派する場合もある。

(2) 出動準備態勢への移行

第4施設団長は災害発生が予想される場合は部隊本部に指揮所を開設し、情報収集等を強化するとともに、部隊の編成、器材等の準備及び管理支援態勢等、初動態勢を整える。

(3) 災害発生後の活動

① 被害状況の把握

車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

② 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

③ 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。

- ④ 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
- ⑤ 消防活動
火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
- ⑥ 道路または水路の啓開
道路若しくは水路が破損し又は障害がある場合、それらの啓開又は除去に当たる。
- ⑦ 応急医療、救護及び防疫
被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
- ⑧ 人員及び物資の緊急輸送
緊急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
- ⑨ 炊飯および給水
被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
- ⑩ 救援物資の無償貸付
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に又は譲与関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸与又は譲与する。
- ⑪ 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
- ⑫ その他臨機の措置等
主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

3 情報の交換

県および自衛隊は災害が発生し、または発生するおそれがある場合はおのおの各種情報を把握し、相互に情報の交換を行う。

4 災害派遣要請手続

- (1) 自衛隊の災害派遣の要請は、知事が行う。

なお、市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、知事に対して部隊等の派遣を要請するよう求めることができる。

また、市町村長は知事に対して部隊等の派遣の要請を要求できない場合は、その旨及び当該市町村長の地域に係る災害の状況を直接自衛隊に対し通知することができる。

なお、市町村長はこの通知をしたときは、できる限り早急にその旨を知事に通知しなければならない。

(2) 要請文書等

派遣の要請は原則として文書（災害派遣要請書）によるが、緊急を要し文書をもってしては時機を失する場合等は、口頭又は電話によるものとし、事後すみやかに文書を作成し、正式に要請する。

(3) 知事の要請を待つ暇がない場合の自衛隊の自主派遣

- ① 各自衛隊指定部隊の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つ暇がないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等を派遣する。
 - (ア) 防災関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
 - (イ) 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき。
 - (ウ) 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。
 - (エ) その他、災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待つ暇がないと認められるとき。
- ② 指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。
- ③ 前項により連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊の活動する地域の市町村長その他関係機関に連絡する。
- ④ 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

5 派遣部隊等の受入態勢

自衛隊の災害派遣が決定した場合は部隊等の効果的な活動を図るため、次により受入態勢を整える。

- (1) 知事は関係機関と協議し、次の事項について計画を立てる。
 - ① 部隊担任の作業計画
 - ② 所要資機材の確保
 - ③ 部隊との連絡責任者、連絡場所及び方法等
 - ④ 宿泊施設の場所及び収容能力、付帯設備等
- (2) 県防災統括室は派遣部隊の誘導、市町村及びその他関係機関等との連絡等のため県職員を指名し、派遣部隊に同行させる。

県連絡員は作業の状況等について県災害対策本部に報告する。
- (3) 経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として市町村が負担するものとし、市町村において負担するのが適当でないものについては県が負担する。

 - ① 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料

② ①に規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの。

6 市町村地域防災計画で定める事項

- (1) 派遣要請の要求方法
- (2) 災害派遣部隊の受入態勢
 - ① 受入準備の計画樹立
 - (ア) 作業計画
 - (イ) 連絡責任者の氏名
 - (ウ) 宿泊施設等の準備
- ② 派遣部隊到着時の措置
- (ア) 派遣部隊と作業計画等の協議
- (イ) 県知事への報告

7 災害派遣部隊の撤収要請

知事は撤収要請を行う場合は、各防災関係機関の長および災害派遣部隊の長ならびに自衛隊連絡班と緊急に調整し、文書をもって撤収の要請を行う。

第5 海上保安庁への災害派遣要請計画

1 災害派遣の適用範囲

海上保安庁は「災害時の応援に関する申合せ（平成22年7月23日）」に基づき、次の場合救援のため航空機等を派遣する。

- (1) 天災地変その他救済を必要とする場合であって、知事から要請があったとき
- (2) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合であって、知事から要請があったとき

2 災害派遣に関する活動内容

- (1) 航空機等による被害状況調査
- (2) 航空機等による被災者の搜索救助
- (3) 航空機等による被災者等の搬送及び救援物資等の輸送
- (4) その他県又は市町村が行う災害応急対策への支援

3 情報の交換

県および海上保安庁は災害が発生し、または発生するおそれがある場合はおのの各種情報を把握し、相互に情報の交換を行う。

4 災害派遣要請手続

派遣要請手続きおよび要請内容は、自衛隊派遣要請の場合に準じて行う。

第6 日本赤十字社飛行隊への派遣要請計画

日赤飛行隊の派遣要請については、次に定めるところによる。

- 1 災害の発生時に救護班・医療品の緊急輸送、災害の状況視察及び人命救助等のために飛行機の派遣を必要とするときは、知事が要請を行う。
- 2 緊急時の派遣要請は、総務情報班から日本赤十字社奈良県支部あてに行う。
- 3 派遣要請手続きおよび要請内容は、自衛隊の派遣要請の場合に準じて行う。

第7 緊急消防援助隊の応援要請計画

知事は、市町村長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めたときは、直ちに消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動要請を行う。

1 応援要請

(1) 知事への応援要請

被災地の市町村長は、被害の状況、当該市町村の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。この場合において、知事との連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請を行う。

(2) 消防庁長官への応援要請

知事は、被災地の市町村長から緊急消防援助隊の出動要請を受け、災害の状況、県内の消防力に照らして緊急消防隊の応援が必要と判断したときは速やかに消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。

知事は、災害の規模等を照らし緊急を要する場合は、被災地の市町村長からの要請を待たずに消防庁長官に対して要請を行う。

(3) 代表消防機関及び被災地の市町村長への連絡

知事は、消防庁長官に対して出動要請を行ったとき及び消防庁長官から応援決定の連絡を受けたときは、その旨を代表消防機関及び被災地の市町村長に連絡する。

2 緊急消防援助隊調整本部の設置

緊急消防援助隊の応援決定がされたときは、緊急消防援助隊が迅速かつ的確な活動ができるよう奈良県緊急消防援助隊調整本部を設置する。

ただし、被災地が一つの市町村であって市町村に設置することが望ましい場合は、市町村に設置する場合もある。

3 緊急消防援助隊の活動内容

緊急消防援助隊の活動内容は次のとおりである。

- (1) 消火活動
- (2) 要救助者の検索、救助活動
- (3) 救急活動
- (4) 航空機を用いた消防活動
- (5) 消防艇を用いた消防活動
- (6) 特殊な災害（毒劇物等）に対する消防活動
- (7) 特殊な装備を用いた消防活動

4 応援出動都道府県隊

本県への応援出動都道府県隊は次のとおりである。

(1) 第一次出動体制（第一次出動都道府県隊）

三重・京都・和歌山・大阪

(2) 第二次出動体制（出動準備都道府県隊）

富山・石川・福井・岐阜・静岡・愛知・滋賀・兵庫・鳥取・岡山・徳島・香川

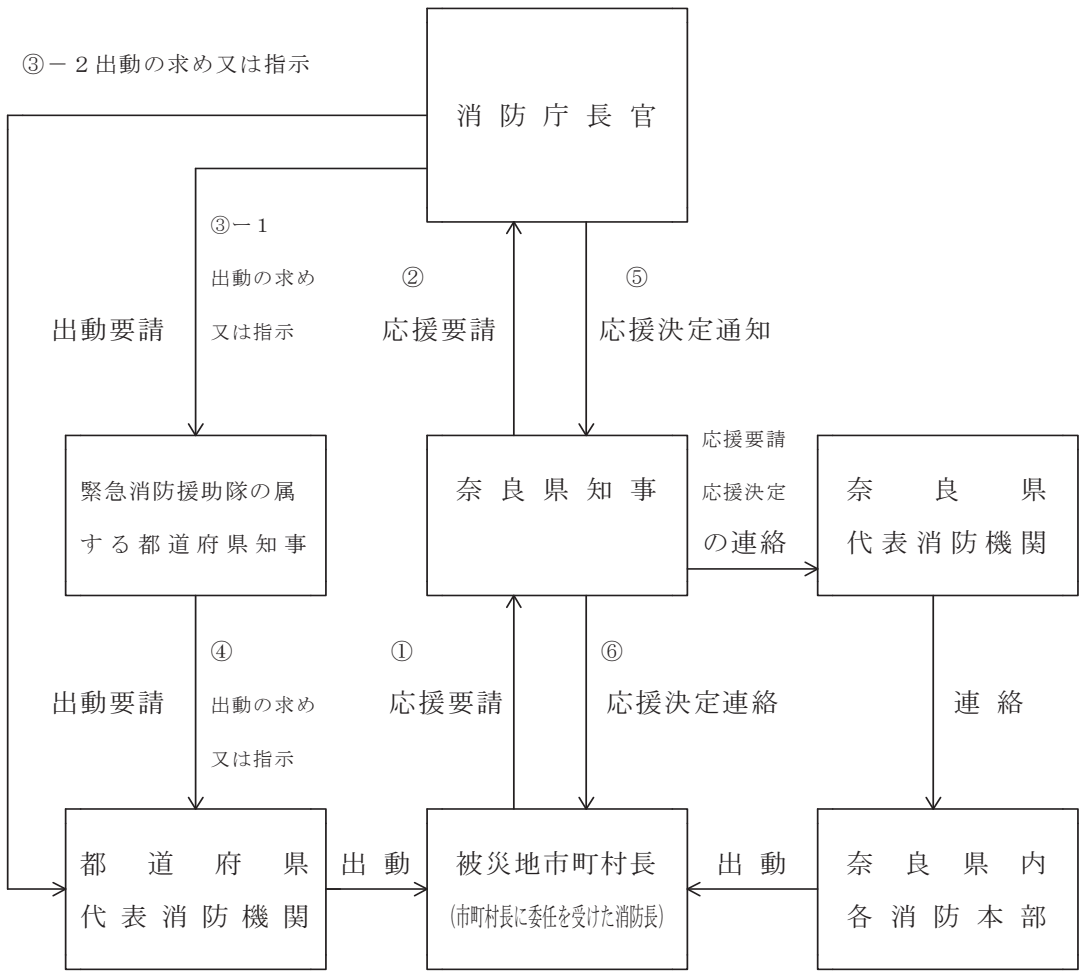
(3) 航空部隊の第一次出動体制（第一次出動航空部隊）

三重県・京都市・大阪市・和歌山県

(4) 航空部隊の第二次出動体制（出動準備航空部隊）

富山県・石川県・福井県・岐阜県・静岡県・愛知県・名古屋市・滋賀県・兵庫県・神戸市・鳥取県・岡山市・徳島県・香川県

緊急消防援助隊応援要請の流れ



奈良県消防広域相互
応援協定に基づく出動

【消防組織法根拠法例】

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ①②・・・44条第1項 | ③-2 求め・・・44条第4項 |
| ③-1 求め・・・44条第1、2項 | 指示・・・44条第5項 |
| 指示・・・44条第5項 | ④ 求め・・・44条第3項 |
| | 指示・・・44条第6項 |

第8 広域航空消防応援要請計画

大規模な水害・土砂災害、林野火災等の災害時に、広域航空消防による応援を求める計画は次による。

1 対象とする災害

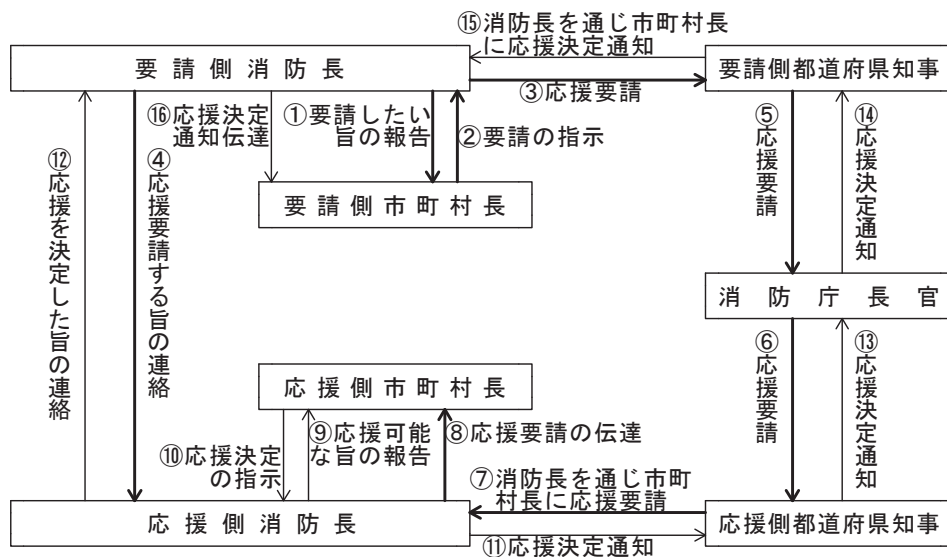
広域航空消防応援の対象とする大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害でヘリコプターを使用することが防災上極めて有効と考えられるものとする。

- (1) 大規模な水害・土砂災害等の自然災害
- (2) 陸上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等
- (3) 高層建物の火災
- (4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- (5) その他上記各号に掲げる災害に準ずる災害

2 要請の方法等

応援要請及び決定ルートは次のとおりとする。この場合、要請は原則として、電話、無線、FAX等により行い、後日、正式文書を送付する。

広域航空消防の応援要請及び決定通知ルート



3 応援の受入体制

市町村はあらかじめ、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の事前計画を作成する。

県は、市町村の受入体制を補完するため、空中消火資機材を整備する。

4 費用の負担

応援に直接要するヘリの燃料費、隊員の出動手当等は、原則として要請市町村が負担するものとする。

第9 他府県等への応援要求計画

法第74条の規定に基づき、他府県の知事に対し応援を求めるときの計画は次による。

1 応援要求は、次に掲げる場合において知事が行う。

- (1) 災害発生箇所が他府県に隣接し、応援を受けて緊急に応援措置を実施することにより、被害を最小限に止めることができると判断されるとき。
- (2) 県内に大規模な災害が発生し、応援をもとめなければ被災者の救助に著しい支障をきたす恐れがあるとき。

2 連絡の方法等

応援要求は原則として文書（自衛隊派遣要請書に準ずる）によるが緊急を要する場合にあつては電話その他の方法により行う。

3 費用の負担

知事が応援の要求を行ったときは、原則として県において負担するものとするが、実情に応じて、災害発生箇所の市町村、県及び応援を行った府県と協議の上、負担割合を定める。

第10 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定

1 応援要請

「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、府県は、必要とする応援の内容について、関西広域連合に対し、応援要請を行う。

2 緊急派遣

府県の区域において震度6弱以上の地震が観測された場合、又は府県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合で、甚大な被害が推測されるときは、府県及び 関西広域連合は、相互に調整の上、当該府県に職員を派遣し、情報収集活動を行う。

情報収集等の結果、特に緊急を要し、当該府県の要請を待つ暇がない場合は、府県は、要請を待たずに緊急派遣を行うことができる。

3 物資等の携行

応援府県及び関西広域連合は、職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等は携行する。

4 定期的な合同訓練の実施

協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策に関する訓練を実施する。（「第2章第6節 防災訓練計画」参照）

5 その他

応援の種類、応援経費の負担、資料の交換等の基本的な事項については別に定める。

第11 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

県は、「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」における応援活動をもってしても十分な応急対策が実施できない場合は、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援の要請を行う。

1 応援要請

県は近畿ブロック知事会の中から、あらかじめ定めている幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援に関する事項を明らかにして要請するものとし、幹事県等は、本県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡する。

2 全国知事会による応援調整等

全国知事会は、幹事県等から本県の被害状況及び広域応援の要請内容の連絡を受け、各ブロックとの調整を行った上で、本県に対する広域応援計画を作成し、各ブロックの幹事県及び本県に応援要請の内容を連絡する。

その後、広域応援計画に基づき各都道府県の応援が実施されることとなる。

3 広域応援の内容

広域応援の内容は、被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋である。（資料編「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」参照）

第12 紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定

1 趣旨

紀伊半島地域において災害が発生した場合で、三重県、和歌山県、奈良県の三県が相互に協力した方が、より迅速・的確に災害応急対策活動が実施できる場合に、他の県が応援する。なお、近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定による応援活動が実施された場合は、これによる。

2 相互連絡体制等の整備

三県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定めるとともに、通信手段の多ルート化を図るなど、相互の迅速かつ円滑な情報伝達及び連絡系統の確立に努め、災害等が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に通知する。

三県は災害等相互応援体制をより堅固なものとするため県境を越えた市町村間の協力体制の構築促進に努める。

3 応援の種類

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供及び斡旋
- (2) 被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材物資の提供及び斡旋
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋
- (4) 情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 避難者及び傷病者の搬送及び受入れ
- (6) ヘリコプターの活用による応援
 - ① (1) から (5) までに掲げる応援
 - ② 林野火災空中消火
 - ③ 救急患者等の搬送
 - ④ 遭難者等の搜索及び救助
 - ⑤ その他ヘリコプターの活用による応援が有効と認められる事項
- (7) その他特に要請のあった事項

4 応援の自主出動

災害が発生し、被災県との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする県が必要と認めたときは、調査隊を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行う。

第13 滋賀県・奈良県航空消防防災相互応援協定

1 趣旨

滋賀県及び奈良県において、回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定める。

2 応援要請

この協定に基づく応援要請は、次の各号に定める場合で、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知）の対象となる大規模特殊災害を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

- （1）保有するヘリが点検、整備のため出動できない場合
- （2）保有するヘリのみでは、出動事案に応えられない場合
- （3）保有するヘリが出動体制を整えるまでに相当の時間を要する場合
- （4）その他ヘリによる応援活動が有効な場合

3 経費の負担

- （1）応援に要する派遣職員の給与、旅費、航空機の燃料（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗品等の通常経費は、応援側の負担とする。
- （2）応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側の負担とする。
- （3）前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- （4）前各項に定めるもの以外に要した経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

第13節 公共土木施設の初動応急対策

(県土マネジメント部)

大規模災害により道路、橋梁、あるいは河川管理施設等の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に施設の機能回復のため応急復旧の措置を講ずる必要がある。そのため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。

第1 被災直後の初期段階での対応

1 国・市町村等との連携

県は、地元からの被害情報が集中する市町村から被害情報が集中する市町村からの情報を収集し、被害状況の把握に努め、国、市町村等との情報の共有化を図るものとする。さらに、災害協定を締結する各種関係機関、団体等の協力も得て以下の（１）～（４）等についての内容について実施する。

- （１）現地の被害情報の収集
- （２）緊急対応に必要な資機材の提供
- （３）河道の閉塞物の除去や道路交通確保のための障害物除去
- （４）被害箇所状況調査

また、近畿地方整備局が実施する TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）及びリエゾン（情報連絡員）による迅速な技術支援等の活動や、土砂災害防止法に基づく緊急調査（河道閉塞）との連携を図る。

2 県による情報収集と応急対策の検討

- （１）道路、河川等の被害及び土砂災害の状況をパトロールにより把握を行う。さらに、被害状況把握の迅速化を図るためヘリコプターなどを活用する。
- （２）一般通行者等からの情報の収集においては、安心みちしるべ（距離標）などによる位置の特定を行う。
- （３）被災箇所に対して、状況に応じた監視員の配置や各種センサーの設置などにより監視体制を確立し、リアルタイムな現場情報を収集する。
- （４）被害状況調査等の結果を踏まえ、応急対策の検討及び資機材を確保する。
- （５）地すべりによる重大な土砂災害の緊迫した危険が認められる状況においては、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施する。

第2 県による県民や市町村等への情報提供

- 1 標識看板及び道路情報等により速やかに情報提供を行い、通行者に対して適切に迂回路への誘導を行う。
- 2 報道機関への広報とともに詳細な道路規制・水防等に関する情報を県のホームページへの掲載や、メール配信システムの活用により、広く県民への周知を行う。

- 3 市町村との連携を図り、村内（有線）放送等により地域住民への周知を行う。
- 4 地すべりによる重大な土砂災害の緊迫した危険が認められる状況においては、土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果を土砂災害緊急情報として市町村等へ提供する。

第14節 道路等の災害応急対策計画

(農林部、県土マネジメント部)

道路は、災害発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため速やかに情報収集を行い、路上の障害物の除去や簡易な作業による早期の道路啓開に努める。また、災害の拡大防止や二次災害の防止、交通路の安全確保のための応急対策を実施する。道路機能に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて県民へ広報する。

第1 被害状況の把握と情報発信

1 被害状況の迅速・的確な把握

道路管理者は、災害が発生した場合にはパトロール等により災害緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合は、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずる。

被害状況の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適用の可否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

特に、当該被害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない災害である場合は、速やかにその規模を把握するための情報を収集するように留意する。

2 情報収集の実施体制

(1) 土木事務所（災害緊急点検の実施主体）

道路施設をはじめ、県における公共土木施設の被害状況の把握と応急対応の実施は、関係機関及び団体の協力・応援を得て、各土木事務所が主体的に実施し、状況を逐次、事業担当課に報告する。

(2) 事業担当課（情報集計）

事業担当課は、調査事項毎に市町村の被害状況等を取りまとめるとともに、掌握した被害状況等について主管部長、土木統括班（県土マネジメント部企画管理室）及び国（近畿地方整備局）に報告する。

(3) 土木統括班（情報照査）

土木統括班（県土マネジメント部企画管理室）は、事業担当課からの情報を県防災統括室、県関係課及び必要な関係機関に通知する。

一方、土木統括班は、県防災統括室からの情報等と照合し、情報相互に不整合がある場合には、事業担当課を通じて確認を行い、情報の訂正、整合を図る。

なお、県防災統括室及び関係各課からの情報で、事業担当課が把握していないものは、速やかにその情報を伝達する。

(4) 災害対策本部事務局（情報統括）

災害対策本部事務局（県防災統括室）は、土木総括班（県土マネジメント部企画管理

室) 及び市町村等関係機関から報告のあった被害状況について事項別に集計し、内閣総理大臣(窓口: 消防庁) に報告するとともに、必要がある場合は関係機関に連絡する。

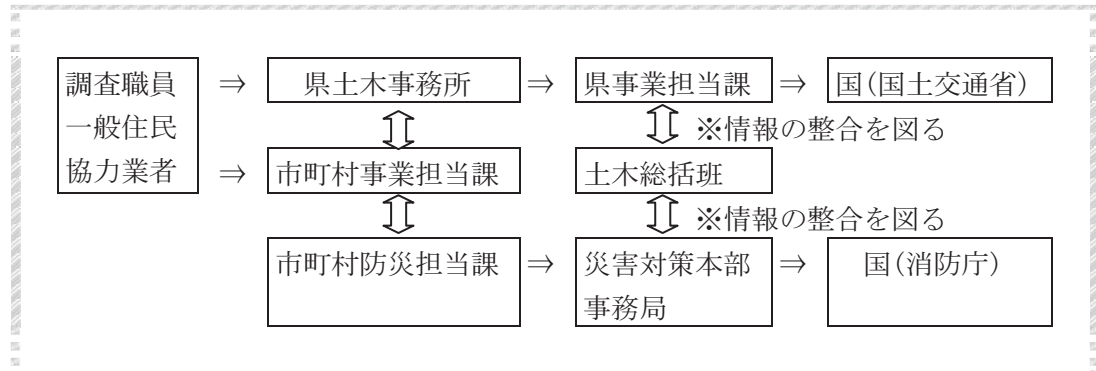


図 情報の流れ

3 関係機関との連携

被害状況等の調査に当たっては、関係機関及び協力団体が相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう正確を期すること。

(1) 市町村事業担当課との協力

市町村事業担当課は、災害が発生したときは担当する調査事項について、被害状況をとりまとめ、遅滞なく調査事項ごとに管轄の土木事務所に報告するとともに、各市町村の防災担当課を通じて、県防災統括室に報告する。

一方、地元市町村には一般住民等からの被災情報が多数寄せられるため、土木事務所側からも積極的に情報収集を行う。

(2) 警察署、消防署との情報共有

市町村と同様に、一般住民等からの情報は、警察や消防署にも多数寄せられ、中には道路等の土木施設の被災に関する情報も多く含まれるので、定期的に情報交換を行う。

(3) 近畿地方整備局、NEXCO西日本等との協力

近畿地方整備局と連携し、より広域的な情報発信や隣接府県の情報収集を行う。また、大規模自然災害等により高度な技術的支援を必要とする場合は、迅速に整備局の支援活動(リエゾン、TEC-FORCE)を受け、被害の拡大防止や応急復旧を図る。

一方、NEXCO西日本とは「包括的相互協力協定書」第3条に基づく「災害時などにおける相互協力に関する協定書」に基づき、災害時等における相互協力を行う。

(4) 道路占用者からの情報収集

道路機能の確保には、上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被災状況が大きく影響するため、施設管理者と連絡を密にして応急対策の必要性を把握し、安全、円滑な交通路の確保を図る。

4 県管理道路等の情報収集

(1) パトロールによる被害状況調査(災害緊急点検)

土木事務所は、県管理施設である道路、河川等の被災状況及び土砂災害の発生状況を把握するため、災害緊急点検を実施する。特に道路は、災害時において消火・救急救助

活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であるため、迅速に被災状況を把握し、安全・円滑な交通機能を確保する対策の検討実施が重要である。

各土木事務所は、このような災害緊急点検を迅速・円滑・的確に実施するため、点検の実施体制や調査手順、重点調査箇所等を予め定め、災害が発生した時した時には、関係機関と協力して被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）の収集を行う。

なお、大規模な災害が発生した場合においては、早期に被害の概要を把握するため、事業担当課及び主管課は、必要に応じ県災害対策本部に要請して、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターによる情報収集を実施する。さらに、上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合には、県災害対策本部が自衛隊及び他府県に対し応援を要請する。

（２）参集途上職員の情報収集

災害が発生した場合、または災害の発生が予想される場合に、自宅から担当勤務公署へ参集する県職員は、参集途上において可能な限り県管理施設の状況を把握し、異常があった場合には、参集後に所定の様式で管轄の土木事務所に状況を報告する。

（３）災害協定に基づく各種団体による被害調査

大規模な災害が発生した場合には、公共土木施設に重大な損傷がある可能性が高く、専門的技術や知識が必要となる調査や、災害が広域に多発し調査員が不足する場合等が想定される。このような場合に施設管理者は、防災協定を締結している関係団体に協力を求めて、被災状況の調査や主要構造物の緊急点検を実施する。

（４）一般通行者等からの情報整理

日常、道路を利用する人々は、職員や関係機関の人数よりも遙かに多く、これらからもたらされる情報は、不正確であっても災害対応の初期段階において貴重な情報源である。このため日頃より、災害発生時において、これら一般通行者等からの情報を円滑に収集、整理できる体制を整備しておく。

一般通行者等からの情報は、規模や被災程度が不明確である場合が多く、不明確な情報については、災害時緊急点検の途上で確認する必要がある。また、特に山間地域においては目印となる建物等が少ないため、被災位置が特定されず情報が活用されない場合がある。このため、災害時だけでなく平常時においても通行者が現在位置を的確に把握できるように、道路への距離標等の設置を進める。

なお、一般通行者から県事業担当課に寄せられた情報は、直ちに管轄の土木事務所に転送し、情報の集約を図る。

（５）情報の一元化管理

土木事務所においては、災害発生時には自らの災害緊急点検結果に加えて、管内の市町村や警察、消防署、道路占有者、交通事業者等の関係機関や、一般通行者、沿道住民等、あらゆる方面からの情報が大量に寄せられることとなるので、その情報を的確に整理し、道路啓開や応急対策を計画的に実施しなければならない。

このため、一般通行者等からの情報収集体制に加えて、緊急時を想定したの情報処理の訓練を実施し、情報を一元管理できる体制を構築する。

5 情報発信

県及び市町村は、災害時に県民に対して、適切かつ迅速な被災情報の提供を行い、県民生活の混乱防止を図る。また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報や、復旧工事の進捗による交通機能の回復等の情報は、速やかに報道機関を通じて県民へ広報する。

(1) 県民に対する広報の内容

- ① 道路等の土木施設の被害状況
- ② 交通規制の状況
- ③ 迂回の方法
- ④ 仮復旧（交通機能復旧）の見込み
- ⑤ 本復旧の見込み

(2) 広報の手段

- ① 道路情報板、臨時看板等による交通情報の提供、迂回誘導。
- ② 周辺住民へのポスターの掲示、ちらしの配布。
- ③ 市町村内防災放送による地域住民への周知。
- ④ 報道機関への情報提供。
- ⑤ 奈良県ホームページ、県道路規制情報ホームページへの記載。
- ⑥ 県メール配信システムの活用。
- ⑦ 道の駅、サービスエリアでの交通情報の提供。
- ⑧ 国、警察との連携による広域情報発信。

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」（昭和54年3月1日締結）に基づき、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送（株）に放送を依頼する。

また、県民からの多数の問い合わせに対応するため、災害情報センターが開設される場合には、同センターに最新情報を提供する。

第2 道路啓開と応急対策

1 道路啓開

(1) 道路啓開の実施

道路は、災害発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため土木事務所は、集められた情報を基に的確に被災状況を判断し、路上の障害物の除去や簡易な応急作業により早期の道路啓開に努め、緊急活動を支援する。また、通行不能箇所については、迂回路を選定し緊急輸送ルートを確保する。

なお、関係機関により確認された道路啓開に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて県民へ広報する。

(2) 雪寒対策作業の実施

土木事務所は、道路の除雪、凍結箇所の融解等の雪寒対策作業の必要性が生じた場合は、速やかに直営または予め委託した雪寒対策作業委託業者に指示して、除雪または融雪剤の散布を行う。

(3) 負傷者の救援

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関と連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

(4) 道路占用施設の被災

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、ただちに道路管理者に通報する。また、緊急時には当該施設の管理者は、現場付近への立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに道路管理者に連絡するとともに応急復旧を実施する。

また、道路管理者は、必要に応じて協力、支援等を行う。

(5) 作業計画の立案

土木事務所は、人命救助活動や孤立集落解消、被災状況、投入可能な資機材等を考慮して、効率的な道路啓開の作業計画を立案する。計画立案においては、警察や消防、市町村、道路占用者等の関係機関と、相互に道路啓開に関する情報を共有化し連携して、可能な限り安全・円滑な交通機能が有機的かつ迅速に確保されるように配慮する。

(6) 指揮系統の明確化

迅速に道路啓開を実施するためには、指揮系統の明確化と作業状況の一元化管理が重要である。このため、土木事務所では情報処理訓練に加えて、啓開作業を指揮する体制を整え、支援団体を含めた災害対応の訓練を実施する。

2 災害応急対策

土木事務所は、事業担当課、庁内主管課と連携し、集められた災害情報や被災箇所の点検結果等を踏まえ、災害の拡大防止や二次災害の防止、交通路の安全確保のための災害応急対策を実施する。また、それに必要な資機材の確保を図る。

(1) 二次災害の防止

土木事務所は、災害発生後の現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大すると予想される場合には応急措置を講じるとともに、孤立集落や被災状況等を踏まえて通行車両や通行時間等の制限や通行止め等の措置を行い、道路利用者の安全を確保する。

また、被災箇所に対して、状況に応じた監視員の配置や各種センサーの設置などによる監視体制を確立し、リアルタイムな現場情報を収集する。

(2) 緊急輸送道路の確保

被災地域において、二次災害を最小限に抑え、速やかに復旧活動を行うためには、緊急輸送路の確保が重要である。

このため道路啓開の後、施設の重要性・被災状況等を検討し、予め指定された緊急輸送道路を中心に、迅速かつ的確に応急対策工事を実施し、緊急輸送のための交通路を確保する。

(3) 交通規制と迂回路の設定

土木事務所は、被災箇所において車両の通行止め等の規制を行った場合には、関係機関との連携を図りつつ、可能な限り迂回路を設置し通行者を適切に迂回路へ誘導する。

また、緊急物資や復旧資材等の輸送に必要な場合や、被災箇所の機能復旧に時間を要する場合については、仮設道路や仮設橋を設置して代替え機能を確保する。

道路の通行規制や迂回路の情報は、速やかに報道機関等を通じて県民へ広報する。

3 支援体制

(1) 災害協定に基づく各種団体への協力要請

大規模災害により道路、橋梁、あるいは他の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、被災状況を調査するとともに、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に機能回復のための応急復旧措置を講ずる必要がある。

このため、土木事務所長は、必要に応じ防災協定を締結している各種団体等の協力を得て、資機材及び労力を確保し、重点的に道路啓開を行うとともに、二次災害の防止などの初動応急対策を実施する。

(2) 被災地域への人的応援体制

被災地域の土木事務所においては、安全な交通機能を確保するための応急対策に多大な労力が必要となるため、人的支援が不可欠である。また、市町村の中には土木技術者が限られている自治体も多いため、県からの人的支援が必要である。

このため、通常時より、災害が発生した場合において比較的被災が少なかった地域の土木事務所や県庁から柔軟に技術職員の応援を行う緊急動員体制を構築しておく必要がある。また、大規模な自然災害等の場合は、他府県の技術職員や近畿地方整備局の技術支援（リエゾン、TEC-FORCE）を要請する。

(3) 災害派遣要請

① 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の要請は知事が行う。市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、知事に対して部隊等の派遣を要請するよう求める。

② 他府県への応援要請

法第74条の規定に基づき、災害発生箇所が他府県に隣接し、応援を受けて緊急に応援措置を実施することにより、被害を最小限に止めることができると判断されるときや、県内に大規模な災害が発生し、応援を求めなければ被災者の救助に著しい支障をきたす恐れがあるときには、他府県の知事に対し応援を求める。

③ 紀伊半島知事会議による応援要請

紀伊半島地域において災害が発生した場合で、大災害とまでは至らないが、三重県、和歌山県、奈良県の三県が相互に協力した方が、より迅速・的確に災害応急対策活動が実施できる場合には、奈良県知事は和歌山県知事及び三重県知事に対し協力を要請する。

第3 災害復旧工事の実施

1 被害額の算定

関係機関は公共施設等の被害状況、発生原因等を考慮し復旧事業計画を作成するとともに、国が復旧費用の一部を負担するものについては査定実施が速やかに行えるように努める。災害事業担当課は、被害を受けた機関の協力を得て、直接的被害額及び復旧事業に要する額等、必要な事項を調査し、国に報告する。被害調査に基づき、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当する場合は、政令指定を得るための適切な措置を

講ずる。

2 復旧計画の策定

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の復旧実施責任者において、早期復旧を目標に、現地調査、対策工法の検討等を実施し、復旧事業を推進する。

その際には、災害発生後の県民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本とする。

3 地元との情報共有

災害復旧計画の策定においては、必要に応じて関係市町村と協議を行い、地元大字や地権者等の意向を踏まえた計画となるように努力する。

特に、仮設工事の借地を含めて、用地の協力が必要となる場合には、円滑な復旧工事の実施に向けて十分な事前説明を行い、合意形成を図る必要がある。

4 予算・人員の確保

県において災害復旧工事を迅速かつ確実に実施するためには、応急対策のための緊急動員体制とは別に、担当組織の強化、部署定数の増強等、組織改編を伴う全庁的な支援体制が必要である。また、財政的にも補正予算の編成や県債の発行などの負担が必要であり、直接の担当部局だけでなく、場合によっては県全体として新規施策の見直しや延期等の検討が必要となる。

5 進捗管理の徹底

大規模災害における復旧工事においては、当初の調査不足による工法変更や、工事が集中することによる現場の錯綜、資機材や労力の不足等の事態が予想される。

このため、工事について進捗管理を徹底するとともに、問題が生じた場合には速やかに関係機関と協議を行い、対処方法を検討する必要がある。また、市町村等の他機関が行う復旧工事も含めた広域的な施工手順の調整を行うとともに、大規模発注による一括施工と分割発注による並行作業とを必要に応じて選択し、資機材や労力を全国的に求めるとともに工期の短縮を図る。

6 復旧状況の情報発信

道路等の公共施設の機能不全は、現在の地域経済に大きな影響を与えるだけでなく、将来に渡って影響が及ぶとの懸念から、長期に渡り経済活動を停滞させる要因となる。

また、遠方の地域においては復旧状況が伝わりにくく、憶測から交流を避ける傾向となる。

このような風評被害を防ぐとともに、地域の活気を助長するために、復旧状況の現状と今後のスケジュールについて、常に最新情報を広域に発信し復旧活動をアピールする。

7 災害復興

県は、大規模な災害の発生により、地域の経済活動に甚大な障害が生じた結果、総合的な地域復興を推進する必要がある時には、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等の関係機関と協議を行い、中長期的課題の解決を図る計画的復興のための基本方針を定める。公共施設管理者は地域復興のための社会基盤再建に努力する。

第4 林道

1 応急措置

県及び林道を管理する市町村、森林組合は、災害発生後速やかに林道施設の被害の状況を調査し二次的被害を防止するための対策を講ずる。

2 応急復旧

林道を管理する市町村・森林組合は、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。

県も速やかに応急復旧工事ができるよう指導協力する。

第5 農道

1 応急措置

市町村及び農道管理者は被害状況の早期把握に努め、被災箇所や危険箇所に対する点検を速やかに行い、被災状況をとりまとめ県に報告するとともに必要に応じ応急措置を行う。

市町村及び農道管理者は、著しい被害を生じる恐れがある場合には速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入制限を実施する。

2 応急復旧

県は、被災した農道のうち応急復旧活動、市民生活に必要となる道路で二次災害の恐れのあるものについて、市町村及び農道管理者が速やかに応急復旧工事を実施できるよう指導協力する。